

平成 29 年 10 月 20 日（金）

中央合同庁舎 3 号館 4 階特別会議室

13：30～15：00

第 42 回 国土交通省政策評価会

議 事 次 第

1 開会

2 議題

（1）報告事項

- ①政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況について
- ②政策レビューの実施状況及び予定について

（2）審議事項

- ・平成 29 年度取りまとめ政策レビューの中間報告について
 - （i）強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築
－総合物流施策大綱（2013-2017）－
 - （ii）津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策
 - （iii）離島地域における振興施策
 - （iv）海運からの温室効果ガス排出削減策

3 閉会

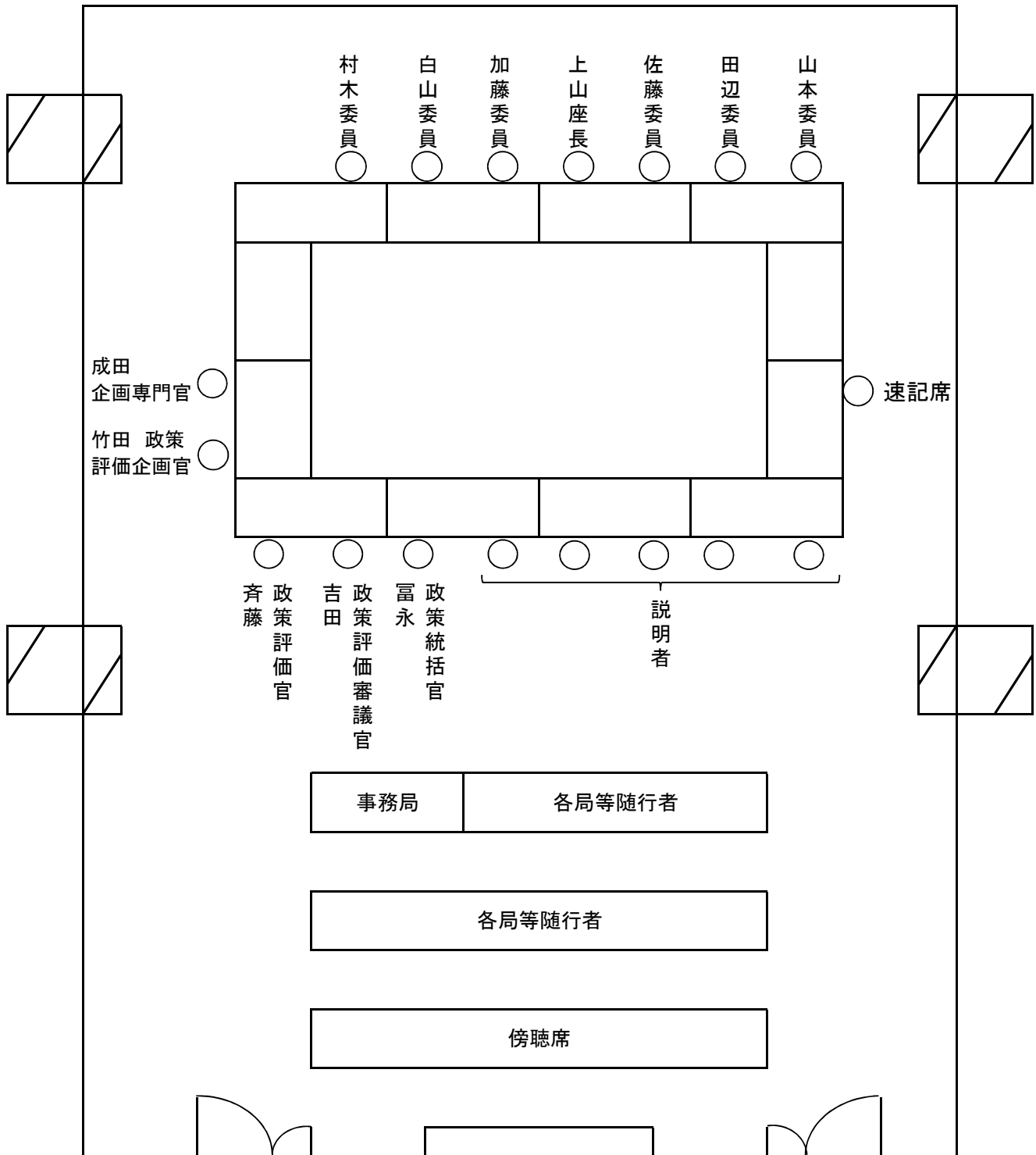
国土交通省政策評価会委員名簿

上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
白山 真一	有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士）
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

（五十音順：平成 29 年 10 月 20 日現在）

第42回国土交通省政策評価会 配席図

平成29年10月20日(金)13:30~15:00
合同庁舎3号館4階特別会議室



各議題の説明者一覧

(1) 報告事項

- ①政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況について
- ②政策レビューの実施状況及び予定について

【政策統括官付政策評価官付 政策評価企画官 竹田 正彦】

(2) 審議事項

- ・平成 29 年度取りまとめ政策レビューの中間報告について

(i) 強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築

－総合物流施策大綱（2013-2017）－

（担当：上山座長、加藤委員）

【総合政策局物流政策課 課長 英 浩道】

(ii) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策

（担当：佐藤委員、田辺委員）

【総合政策局参事官（社会資本整備）参事官 小善 真司】

(iii) 離島地域における振興施策（担当：白山委員、村木委員）

【国土政策局離島振興課 課長 佐藤 正一】

(iv) 海運からの温室効果ガス排出削減策

（担当：工藤委員、山本委員）

【海事局海洋・環境政策課 課長 田淵 一浩】

第42回 国土交通省政策評価会

資料一覧

- 資料1-1 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況
- 資料1-2 政策レビューの実施状況及び予定

- 資料2 政策評価会の年間スケジュール
- 資料3-1 強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築
－総合物流施策大綱（2013-2017）－
- 資料3-2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策
- 資料3-3 離島地域における振興施策
- 資料3-4 海運からの温室効果ガス排出削減策

<趣旨>

- ・国土交通省政策評価基本計画を平成26年3月に改定し、政策レビューによる評価結果がその後の担当局等の取り組みに反映されていることを確認することを目的として、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認することとした。
- ・具体的には、担当局等が、政策レビュー評価書決定の原則3年後に、それまでの取り組み状況を取りまとめ、政策評価官室が政策評価会に報告するとともにホームページ等で資料を公表する。
- ・今回、平成25年度末に評価書を決定した以下の3テーマについて、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認した。

<平成25年度取りまとめ政策レビューテーマ一覧>

テーマ	担当局等
不動産投資市場の条件整備	土地・建設産業局
人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	自動車局
地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	不動産投資市場の条件整備	実施時期	平成25年度	担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課、地価調査課
対象政策	<p>国土交通行政分野における不動産証券化市場のさらなる発展に資する政策として、以下の政策を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産投資市場のうち、証券化市場の整備に係る政策 ・不動産特定共同事業の発達及び改善に資する政策 ・不動産投資市場の透明性の向上に資する政策 				
政策の目的	<p>不動産証券化市場は、資金調達手段の多様化、優良な都市ストックの形成、証券化対象不動産の質の向上、市場の透明性の向上等の観点で重要な役割を担うものであり、ひいては国民経済の発展及び国民生活の向上を図るため、不動産証券化市場の発展に資する政策を推進する。</p>				
評価結果の概要	<p>(1)不動産証券化市場の発展の状況はどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の不動産証券化市場を見ると、収益不動産市場に占めるJリート市場の時価総額の比率は、先進諸国の中で高い水準とは言えないが、我が国に対する投資家の関心の高さ等を鑑みると、今後も、不動産証券化市場が拡大する可能性がある。また、不動産証券化市場の投資家を見ると、個人の投資割合が株式市場より低い。今後NISAの活用等により、その割合が高まる可能性がある。 ・年金基金による不動産投資拡大のためには、情報インフラの整備・充実等により不動産投資の阻害要因を取り除くことが課題となっている。 ・国民や投資家の不動産証券化市場への意識だが、不動産証券化商品に対する一般国民の認知度は低迷しており、国内外の投資家は、投資関連情報の入手容易性等の課題を指摘している。 <p>(2)不動産証券化市場の発展に向けた国土交通省の取組は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取引価格の提供情報等については、情報の拡充を行ってきたこともあり、国民の利用度は近年大きく増加していることから、不動産投資市場の透明性の向上に寄与したものと考えられる。今後、不動産関連情報のさらなる充実等が課題である。 ・不動産鑑定評価基準の見直しについても、DCF法の適用等により評価の品質が向上し、不動産証券化市場の信頼性の向上に寄与したと考えられる。 <p>(3)不動産証券化市場において今後どのような分野で成長が期待できるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方において三大都市圏と比べると不動産証券化があまり進んでいない状況にある。ヘルスケア施設などさらに投資対象が多様化していく余地がある。 ・平成25年の改正不動産特定共同事業法や平成24年度補正予算により創設された「耐震・環境不動産形成促進事業」の活用により、今後建築物の耐震改修、高齢者向け住宅等の整備、地方の老朽施設の再生等に活用される可能性がある。 ・今後、これら良質な不動産ストック形成に資する不動産証券化の推進と併せて、証券化スキームを活用した公有地の活用など、地域の不動産価値を高め、魅力ある地域づくりを推進することは、さらなる不動産投資の拡大にも資すると考えられる。 				

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)
<p>○不動産価格指数(住宅・商業用不動産)の整備 不動産価格指数の整備について、速報性の向上を図る観点から、不動産取引から四半期以内の公表を行うとともに、精度向上の観点から、データ分類の詳細化や位置情報の活用を行う。さらに、指数の公表期間の長期化を図るため、過去の取引データを収集・整備する。</p>	<p>不動産価格指数(住宅)は平成25年8月に試験運用を開始(毎月公表)し、平成27年3月に本格運用、不動産価格指数(商業用不動産)は平成28年3月に試験運用を開始(四半期ごと公表)。いずれも取引から四半期遅れで公表している。また、精度向上の観点から不動産価格指数(住宅)は住宅地、戸建住宅、マンション(区分所有)、不動産価格指数(商業用不動産)は店舗、オフィス、倉庫、工場、マンション/アパート(一棟)、商業地、工業地といった分類の詳細化を図るとともに、民間データの位置情報を用い、駅からの距離等情報の精確化を図った。さらに公表期間の長期化の観点から東京(住宅:平成26年4月~/商業用不動産:平成28年3月~/大阪・愛知(住宅・商業用不動産:平成28年3月~/)において不動産取引事例等の過去データの整備を図り、指数化した(昭和59年分より公表)。</p>
<p>○不動産鑑定評価基準の見直し 海外投資家から国際評価基準(IVS: International Valuation Standards)に準拠した不動産鑑定評価が求められる等の動きもあり、海外投資家に対する我が国不動産投資市場の透明性を向上させるため、我が国の不動産鑑定評価基準のIVSへの整合性を高めるための見直しを行う。 また、不動産鑑定評価基準における事業用不動産に係る規定や価格形成要因等の充実等の見直しを行い、市場動向を適時的確に反映した鑑定評価を推進する。あわせて、研修体制や内容の充実等により、実務面においても鑑定評価技術の維持・向上を図る。</p>	<p>国際評価基準(IVS: International Valuation Standards)との整合性を向上させつつ国際的な不動産投資環境の整備を図るため、多様な評価ニーズに対応した条件設定や価格の表示方法等の点において、平成26年5月に不動産鑑定評価基準の見直しを行った。また不動産投資市場の透明性を向上させるための見直しも行い、物件ごとに収益性のばらつきが大きく、賃貸市場も成熟していないという特性を有する事業用不動産について、収益性を適正に把握して評価する方法や留意点等の規定を追加した。 併せて、平成26年度より、不動産鑑定評価の信頼性を確保していくために、研修体制や内容の充実等により、実務面においても鑑定評価基準の維持・向上を図った。</p>
<p>○ヘルスケアリート まずは平成26年6月末までにサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに係るガイドラインを策定するとともに、モデル事業を実施し、リート設立に向けた手順等の事例を収集・公表することを予定している。また、来年度後半には病院を運用対象とするガイドラインの作成等の環境整備も行う。</p>	<p>ヘルスケア施設について、その質、量両面での充実を図ることを目的に、平成26年6月に「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」を、平成27年6月に「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」をそれぞれ策定した。 平成27年3月に「リート等による高齢者向け住宅等の取得等に関するモデル事業調査報告書」を作成し、公表した。</p>
<p>○OPRE(公的不動産)に係るリート 来年度、リートが公的不動産を取得・賃借等する場合の課題等について整理し、将来的な公的不動産に係るリートの活用のあり方について検討を行う。</p>	<p>平成27年度に不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用の在り方に関する検討会等を通じ、リートが公的不動産を取得・賃借等する場合の課題等について整理し、公的不動産(PRE)の民間活用の手引き(以下「手引書」という。)を作成・公表した。 また、公的不動産(PRE)に係るリートの活用について議論を行っており、平成29年度においては、有識者ヒアリング等を通じて、手引書の改訂(ガイドラインの作成)を実施する予定。</p>



○改正不動産特定共同事業法の活用

改正不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用したモデル事業の実施や、地域相談窓口所の設置等を行うことで、地域において不動産証券化に精通した人材を育成し、特に不動産証券化手法の利用が進んでいない地域の老朽・低未利用不動産の再生を推進していく。

○耐震・環境不動産形成促進事業

平成24年度補正予算において創設した「耐震・環境不動産形成促進事業」について、今後とも、民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給するとともに、民間の資金やノウハウを呼び込み、耐震・環境不動産の形成を促進する。
また、地域金融機関等と現在締結しているパートナー協定などを活用して地域の再生・活性化に向けた取組みを支援していく。

不動産特定共同事業等の不動産証券化手法の活用が見込まれる案件を有する事業者に対し、当該不動産証券化事業が円滑に遂行するように支援を行うため、平成26年度モデル事業を実施し、不動産特定共同事業における特例事業スキームを行うに当たっての体制整備、スキーム検討、不動産取得等にかかる留意事項等についてまとめた実務手引書を作成した。また、地域相談窓口の設置により、地方都市において不動産証券化に取り組むうえでの実務的な課題についての相談に対応した(具体的には、地方都市において研修会を実施し、人材育成事業の効果を高めるため、不動産の利活用を行う際の先進的な事例を紹介した。)

平成27年度予算事業では、更なる特例事業スキームの活用が特に期待される地方における不動産証券化事業等に関する普及・啓発や、許認可申請手続に関する実務手引書の作成等を行った。

これらの取り組みの効果として、平成29年3月末時点で特例事業の事業費総額は約1500億円に上り、主に地方での再開発案件等に活用されている。

さらに、地方での小口資金の活用による空き家・空き店舗の再生や既存の特例事業スキームの一層の活用推進のため、平成29年に不動産特定共同事業法の一部を改正した。この改正に伴い創設された小規模不動産特定共同事業者への専門家派遣等により、今後も引き続き、地域の老朽・低未利用不動産の再生を推進するため、案件形成に向け積極的に取り組む予定。

本事業は、耐震・環境性能が不足している老朽化したビル等について、民間のファンドマネージャーのノウハウを活用しつつ、耐震性や省エネに優れたビルへの改修、建替えを促進する事業であり、平成29年度8月末時点における、出資決定額の合計は104億円、誘発された民間投資は674億円となっており、着実に実績をあげている。また、地方自治体、地域金融機関等(平成29年度8月末時点で186機関とパートナー協定を締結済み)、事業者等との連携を図りつつ、地域の再生・活性化に向けた取組を支援した。今後も引き続き、案件形成に向け積極的に支援を行う予定。

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	実施時期	平成25年度	担当課	自動車局旅客課
対象政策	生活交通の確保・維持や高齢者等の利便性向上の促進を目的とした乗合バスに対する支援施策を対象とする。				
政策の目的	存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通の確保・維持やサービスの改善を目的とする。				
評価結果の概要	<p>1. 地域の特性に応じた最適な輸送手段の選択と地域の主体性に応じた柔軟な支援 乗合バスに限らず、コミュニティバスやデマンド交通といった多様な輸送手段の中から、地域の特性に応じた最適なものを選択することが重要である。また、地域における乗合バスのネットワークの確保・維持やサービスの改善については、市町村等が中心になって、地域の多様な関係者が連携して検討・検証を進めていく必要がある。</p> <p>2. バス車両の更新対策 乗合バス事業者は極めて厳しい経営状況に置かれており、輸送の安全確保や利用者の利便性向上の観点から、バス車両の更新対策の強化が必要である。</p> <p>3. まちづくりや福祉、教育等の総合的な観点からの支援 地域交通については、まちづくり政策や福祉政策、教育政策、環境政策等の分野と連携した総合的な観点からの取組みが必要である。</p>				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)			
<p>1. 地域の特性に応じた最適な輸送手段の選択と地域の主体性に応じた柔軟な支援の実施 地域の協議会が主体的に、支援対象の路線に係る利用動向、コストの動向、課題等をきめ細かくモニタリングし、その結果を補助の内容に反映させる仕組みを導入すべきである。また、地域の関係者が一体となって行う乗合バスに係る利用促進の取組みについて、効果的な実施を推進すべく、具体的な増収効果等がインセンティブとなるような手法の導入を検討すべきである。</p>		<p>○平成26年度より、地域全体で運行状況等のモニタリングを強化し、利用者ニーズへの一層迅速な適応及び効率的な運行を図るため、地域の協議会の機能強化を図った。具体的には、地域の協議会が地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるための計画策定 から当該補助金の活用まで一貫して中心的な役割を担えるよう、地域間幹線・地域内フィーダー系統確保維持事業の補助対象事業者 に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「地域公共交通活性化再生法」という。)に基づく協議会を追加した。</p> <p>○また、平成27・28年度において、地域公共交通ネットワークの効率化・再編を一層推進するため、国土交通大臣によって認定された地域公共交通再編実施計画に位置づけられた事業に対する特例措置を設け、現行制度の浸透・定着を図りつつ、引き続き着実な支援を実施している。</p> <p>○さらに、今後の人口減少が見込まれる中で、地方部を中心に路線バスの赤字は拡大しており、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のためには、路線バス事業の生産性向上の取組が不可欠であることから、地域の関係者に対し、地域の特性を踏まえた生産性向上の取組の推進を促し、これにより赤字幅の縮小を図ることとしている。</p> <p>(参考)地域公共交通再編実施計画 平成26年に改正した地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画(※)において、バス路線の抜本的な見直しなど地域公共交通ネットワークを具体的に再編することが必要とされた場合に地方公共団体が作成するもので、国土交通大臣が計画を認定可能。 ※持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するためのマスタープラン。 (参考)地域公共交通再編実施計画に位置づけられた事業に対する特例措置の内容 ・ゾーンバス化等により基幹系統と支線系統に運行系統を分ける場合の複数市町村要件及び輸送量要件の適用除外 ・上記系統以外の系統における輸送量要件の緩和(最低輸送量を1日当たり3人(←15人)に引下げ 等</p>			

<p>2. バス車両の更新対策の強化 乗合バス事業者の負担を軽減しながら、地方自治体が積極的な役割を担う形で、車両の更新を加速させる手法を導入するべきである。</p>	<p>3. 観光やまちづくり、福祉、教育等の総合的な観点からの支援の充実 まちづくり等の多様な分野の関係者が連携して一体的に取り組むを進めるため、観光やまちづくり、福祉、教育等の観点も含めた多様な支援策のあり方について検討する等、地域公共交通の活性化を総合的に推進していくべきである。</p>
---	--

<p>○平成26年度より、地域全体で車両減価償却費等補助制度の他、地方公共団体がバス車両を取得し事業者に貸与する場合に、車両の購入費を支援する公有民営方式補助制度を創設するとともに、平成28年度より、地域公共交通再編実施計画に基づく事業に対して、車両の購入時一括補助化の特例を設けている。 ○これらを活用し、厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担軽減や老朽車両の代替による安全確保及び利用者利便の向上を推進しており、今後も老朽化車両の更新に対する支援を実施することとしている。</p>	<p>○観光やまちづくり、福祉、教育等の地域戦略と効果的に連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するため、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援するとともに、関係法令の特例を設けている。 ○また、地方運輸局では地域の公共交通に関する課題の解決を図るため、様々な支援に取り組んでおり、例えば、地方公共団体と「地域連携サポートプラン」協定を結び、地域公共交通に関する現状把握、意見交換、これらを踏まえた課題の整理等を行った上で、地方公共団体に提案書を交付し、地域公共交通網形成計画の策定・推進等につなげることとしている。 ○さらに、今後の人口減少が見込まれる中で、地方部を中心に路線バスの赤字は拡大しており、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のためには、路線バス事業の生産性向上の取組が不可欠であることから、地域の関係者に対し、地域の特性を踏まえた生産性向上の取組の推進を促し、これにより赤字幅の縮小を図ることとしている(再掲)。</p>
---	--

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	地理空間情報の整備、提供、活用	実施時期	平成24年度～平成25年度	担当課	国土地理院企画部企画調整課
対象政策	測量法に基づき策定された「第7次長期計画」(平成21年国土交通省告示第608号)に掲げる国土地理院が整備、提供してきた地理空間情報の活用状況(地理空間情報の活用推進)を対象とする。				
政策の目的	様々な測量成果を含む地理空間情報が、社会において一層有効に活用される地理空間情報高度活用社会の実現に向けて展望を示すとともに、国土地理院が主体となって行うべき地理空間情報の整備・提供・活用の基盤を形成する施策を明らかにし、推進する。				
評価結果の概要	<p>1. 地理空間情報の整備・提供・活用推進に向けた連携に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土の基盤となる測量の基準を維持管理するための指標は、概ね目標を達成。整備・更新された地理空間情報は、公共測量や都市計画図の更新等に活用されている。 ・地方公共団体等との連携や技術的支援等を推進し、提供が進んでいるが、すべての地方公共団体における活用にまで至っていない。 ・地理空間情報を個人が容易に利用できる環境は、未だ十分に整っていないため、今後は誰もが取得、活用しやすい地理空間情報の環境整備が必要である。 ・教育機関、民間企業への基盤地図情報等の利用拡大を図る取組を行っており、今後も積極的に幅広い分野への広報活動を図る必要がある。 <p>2. 東日本大震災への対応の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災直後に迅速に提供した地理空間情報は、国や地方公共団体等の関係機関から被災状況を把握する上で有効な情報であるとの高い評価を得た。より大きな役割を果たしていくためには、災害発生後の状況に柔軟に対応できる機動性と専門性の高い技術力を継承できる体制の強化も重要であることが再認識された。 ・被災地の復旧・復興作業の基礎資料として利用され、各関係機関からの要望に対しての柔軟な対応が評価された。しかし、地理空間情報の十分な活用に至らなかった地方公共団体があり、平時から活用のための技術支援体制を充実が必要である。 <p>3. 地理空間情報のユーザ需要に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院が整備する地図関連プロダクトフローを分析した結果、一次利用者は、関連企業・団体等と限定されているが、二次利用者以降において、より幅広い分野に波及していることが分かり、地図関連プロダクトに関する生産誘発効果を試算した結果、約1.9倍となった。 ・アンケートによると国土地理院という名称を見聞きしたことがある方が70%以上だが、情報提供に対する満足度は50%以上の方が「不十分」と答えている。 				

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)
<p>(1) 国土の基盤となる位置が正確で新鮮な地理空間情報を責任を持って整備、更新するための体制・予算を確保するとともに、社会のニーズ変化や行政機関の様々な分野における活用実態等に即した地理空間情報の施策等を提案し、効果的で継続的な活用の促進を図る。 また、基準点測量や水準測量等におけるGNSSを活用した新たな測量方式の導入を進め、行政機関、民間等の事業の効率化・低コスト化を図る。</p>	<p>・平成25年10月から、国土地理院の整備した地理空間情報を、一般的で容易にサイト構築やアプリ開発に利用できる方式(地理院タイル)で提供することで、様々な分野で活用可能とした。 ・国土地理院、受託開発者、ツール提供者で構成する「地理院地図パートナーネットワーク」を平成26年8月に立ち上げ、定期的に情報共有・意見交換を実施することにより、地理院タイルをはじめとする地理空間情報の活用推進を図っている。 ・平成24年9月から、地理院タイルを含む電子国土基本図に関する活用事例について、HPで公開するほか、各種説明会等を通じて国・地方公共団体に共有し、行政事務における効果的で継続的な活用促進に取り組んでいる。</p> <p>・以下のマニュアルの作成等を行い、新たな測量方式の導入を推進するとともに、事業の効率化、低コスト化を図った。 「マルチGNSS測量マニュアル(案)」(平成27年5月) 「作業規程の準則」一部改正(平成28年3月) 「地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)」(平成29年3月) 「UAVを用いた公共測量マニュアル(案)」(平成29年3月)</p>
<p>(2) 地理空間情報の一層の活用を促進するため、地方公共団体等との連携構築や技術支援等に取り組んできたが、すべての地方公共団体における活用にまで至っていないため、今後も誰もが簡単に取得、利用しやすい環境を整える。その際、社会情勢やニーズの変化等に対応したデータの提供・活用方法等について継続的に改善を図る。 また、一般に広く提供すべき地理空間情報については、国の安全や個人の権利利益等に配慮しつつ、可能な限り無償又は低廉な価格で提供し、基本測量成果等の二次利用の容易化等を推進する。</p>	<p>・平成24年度から継続的に国・地方公共団体職員を対象とした地理院地図(旧電子国土Webシステム)に関する説明会等を開催し、各種行政事務における活用促進に努めている。 ・平成29年度に外部有識者で構成する地図の利用手続を検討する部会を立ち上げ、地理空間情報の更なる活用の促進を図るため、利用手続(測量成果の複製・使用申請)の見直しを行い、平成29年度末までに取りまとめる予定。 ・地理空間情報を一般に無償で提供するため、政府のオープンデータ戦略に従った「国土地理院コンテンツ利用規約」を平成26年9月に策定し、国土地理院が整備した地理空間情報をオープンデータとして提供している。</p>
<p>(3) 産学官での連携やセミナー、シンポジウム等を通じて地理空間情報の活用促進を継続するとともに、行政機関等の成果の相互利用等への対応を図る。その際、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官地方連携協議会の枠組み等を活用し、人材育成の実施、国や地方公共団体、研究機関、大学、民間、学界等との連携強化により更なる活用推進に向けた取組を行い、その成果の積極的な広報を図る。</p>	<p>・平成22年度から産学官が連携し開催している「G空間EXPO」において地理空間情報の利活用について広く普及・啓発を行っている。 ・地理空間情報活用推進会議に設置されている「G空間プロジェクト推進ワーキンググループ(平成27年度設置)」などを通じて、地理空間情報の活用推進に関する意見交換を行い、第3期の「地理空間情報活用推進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に反映するなど、連携強化を行っている。 ・平成21年度から全国10の地域の産学官連携協議会等において、地理空間情報の活用に関する最新の情勢や地域におけるニーズを共有し、連携を強化するとともに、行政機関等の成果の相互活用を継続的に推進している。</p>

(4) 東日本大震災時の対応結果から、災害時に必要とされる様々な情報を迅速に整備・提供し、その活用方策に関するノウハウの提供等を行うことで、防災・減災対策における地理空間情報の活用力の向上を図る。

また、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に対して、津波予測支援システムの開発や事前防災に貢献できる地理空間情報の整備、提供、活用について、関係機関と連携した対応を図る。さらに、防災関係機関等からオンラインで提供される地理空間情報を集約し、リアルタイムで地理院地図上に統合し、被災地周辺の最新地図を提供する電子防災情報システムの早期構築を図り、国民の安全・安心への期待に応える。

(5) 地理空間情報の更なる活用の促進を図るため、一次利用者からの要望について今後の施策等への柔軟な対応を図る。

また、国土地理院の業務に対する一般的な認知度を改善するために、HPを利用しやすく改善することや関連行政機関のHPに国土地理院HPのリンクを設けてもらうなど、積極的な連携とともに広報活動の強化を図る。

・平成26年度に、災害発生時に国土地理院が提供する地理空間情報について、提供時間や提供方法等を取りまとめた「防災カタログ」を作成し、国や地方公共団体等の防災関係機関へ周知を行っている。

・陸域観測技術衛星「だいち2号」の観測データを用いて、地震・火山・地盤沈下・斜面等における変動を確認できるシステムを構築し、平成29年9月に運用を開始した。

・津波予測に使用される巨大地震発生時の地殻変動把握や断層モデル推定について、これまで数時間かかっていたものを地震発生後概ね3分で求めることを可能とする「津波予測支援システム」を、東北大学等と連携して開発し、平成28年度に運用を開始した。

・事前防災に貢献するため、本省等関係機関と連携して、浸水想定区域や危険箇所などを地図や写真に重ねてシームレスに閲覧できる「ハザードマップポータルサイト」を構築し、平成26年度から運用を開始した。

・電子防災情報システムとして、本省等関係機関と連携して「統合災害情報システム(DiMAPS)」を平成26年度に構築し、平成27年度から運用を開始した。

・平成29年度に、外部有識者で構成する地図の利用手続を検討する部会を立ち上げ、地理空間情報の更なる活用の促進を図るため、利用手続(測量成果の複製・使用申請)の見直しを行い、平成29年度末までに取りまとめる予定。(再掲)

・HPを利用しやすくする改善として、平成28年3月に「国土地理院ホームページウェブアクセシビリティの取り組み方針」を作成し、各ページについて、「年齢的・身体的条件に関わらず提供されている情報にアクセスして利用できるHP」にする取り組みを実施している。

・国土地理院が提供している情報を広く知ってもらう取組の一環として、国土地理院HPの機能や情報を、内閣官房領土・主権対策企画調整室や茨城県をはじめとした関係行政機関に説明し、リンクを張ってもらうなど連携の強化に努めている。

・平成27年11月に、国土地理院が担うべき役割を広く一般に理解していただくことを目的とした「国土地理院広報戦略(骨子)」を決定し、平成28年9月から国土地理院HPの新着情報や災害・防災に関する情報などを日々ツイートする国土地理院公式Twitterを開設するなど、広報活動の強化を図っている。

・測量及び地図の認知度を上げるため、国土地理院を含む7つの測量関係団体で構成する「広報推進協議会」を平成27年度に立ち上げ、測量・地図作成の役割や重要性を多くの国民に周知する広報活動を行っている。

政策レビューの実施状況及び予定

	テーマ	担当局等
平成29年度	津波防災地域づくりに関する法律	総合政策局取りまとめ
	強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築 ー総合物流施策大綱(2013-2017)ー	物流審議官取りまとめ
	離島地域における振興施策	国土政策局
	海運からの温室効果ガス排出削減策	海事局
平成30年度	景観及び歴史まちづくり	都市局
	下水道施策	水管理・国土保全局(下水道部)
	鉄道の防災・減災対策	鉄道局
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上	自動車局
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁
平成31年度	国土形成計画(全国計画)	国土政策局
	中古住宅流通市場の活性化	土地・建設産業局、住宅局
	港湾における大規模地震・津波対策	港湾局
	地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実	海上保安庁
平成32年度	運輸安全マネジメント制度	大臣官房運輸安全監理官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
平成33年度	i-Constructionの推進	大臣官房取りまとめ
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院

平成33年度取りまとめ政策レビューテーマ

1 平成33年度取りまとめ政策レビューテーマの選定

以下の観点からテーマの選定を行った。

- ア 国土交通省の政策課題として重要なもの
- イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの
- ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの
- エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要なもの

2 政策レビューテーマ追加予定

(平成33年度取りまとめ)

① i-Constructionの推進

【大臣官房取りまとめ】

「i-Construction」は生産性革命の主要なツールであり、平成37年度までに建設現場の生産性の2割向上を実現するためには、全国の建設現場において、本取組が幅広く普及することが不可欠である。

このため、ICT等の最新技術の導入促進に向けた短期的なPDCAサイクル等による取組と併せて、「i-Construction」の裾野の拡大・全面的な普及に向けて、生産性革命「元年」である平成28年から5年経過する平成33年度に政策レビューを行い、ボトルネックの解消等、更なる施策の推進を図る。

② 無電柱化の推進

【道路局】

無電柱化は、道路の防災性向上、安全性・快適性の確保、良好な景観の形成の観点から重要な施策であり、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行された。今後、同法に基づき、施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化推進計画を策定することとしている。

さらに、高コストをはじめとする無電柱化の推進に係る課題の解消に向けて、改善検討を行っていくこととしており、法施行から5年を迎える平成33年度において、各取組の進捗状況・効果について検証を行い、推進計画の改定等に資するよう、政策レビューを行う。

③ 空港の安全の確保

【航空局】

航空安全プログラムは、規則遵守の安全対策に加えて、規制当局と空港管理者等の業務提供者各々が事前予防的な取組等を実施し安全性の向上を図るものであり、平成26年度の開始後、業務提供者による安全指標・目標値の設定を踏まえ、平成28年度から、空港分野について国の安全指標・目標値を設定している。

5年経過後の平成33年度に政策レビューを行い、中小規模空港の安全文化の醸成状況の確認、大規模空港の予防保全体制の検証等を実施し、評価結果をプログラムの見直し等に反映する。

④ 地理空間情報の整備、提供、活用

【国土地理院】

国土地理院では、平成26年度に「基本測量に関する長期計画」(平成26年～平成35年)を策定し、地理空間情報の整備・提供・活用推進に関する施策を実施している。現行計画の重点戦略である、防災分野、新産業創生及び国民利便性向上のための地理空間情報の活用促進等をはじめ、現行計画の実施状況の総括を行った上で次期計画策定に向けた検討等を行うため、平成33年度に政策レビューを行う。

		平成28年度	平成29年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
■ 政策レビュー																
平成29年度	総合物流施策大綱 ^(※)		【個別指導】	5/12 【政策評価会】	【個別指導】				10/20 【政策評価会】			【個別指導】	評価書決定 ○担当委員	評価書二次案送付 ◎全委員	反映状況送付 ◎全委員	評価書決定
	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策	事前作業準備 (状況調査、 データ収集等)														
	離島地域における振興施策															
	海運からの温室効果ガス排出削減策															
■ 政策チェックアップ			データ収集、 評価作業等		6/23 【政策評価会】				評価書 決定	平成30年度 指標決定						

(※) 総合物流施策大綱については、7月28日の閣議決定を踏まえ、年内に総合物流施策推進プログラムの策定を予定しており、当該プログラム公表前に評価書の決定を行う予定。

平成29年度政策レビュー

強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築 — 総合物流施策大綱(2013-2017) —

平成29年10月
物流審議官部門

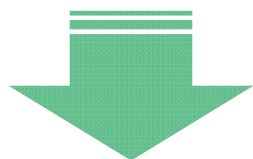
平成29年 2月～6月
総合物流施策大綱に関する有識者検討会(全7回開催)



平成29年6月27日 有識者検討会提言 公表



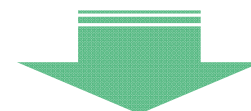
平成29年7月28日
総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)の閣議決定



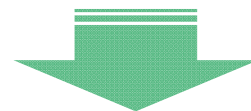
平成29年中(予定) 新たな総合物流施策推進プログラムの策定

平成28年10月、平成29年5月
国土交通省政策評価会における
指導・助言

平成29年4月、7月
担当委員からの個別指導

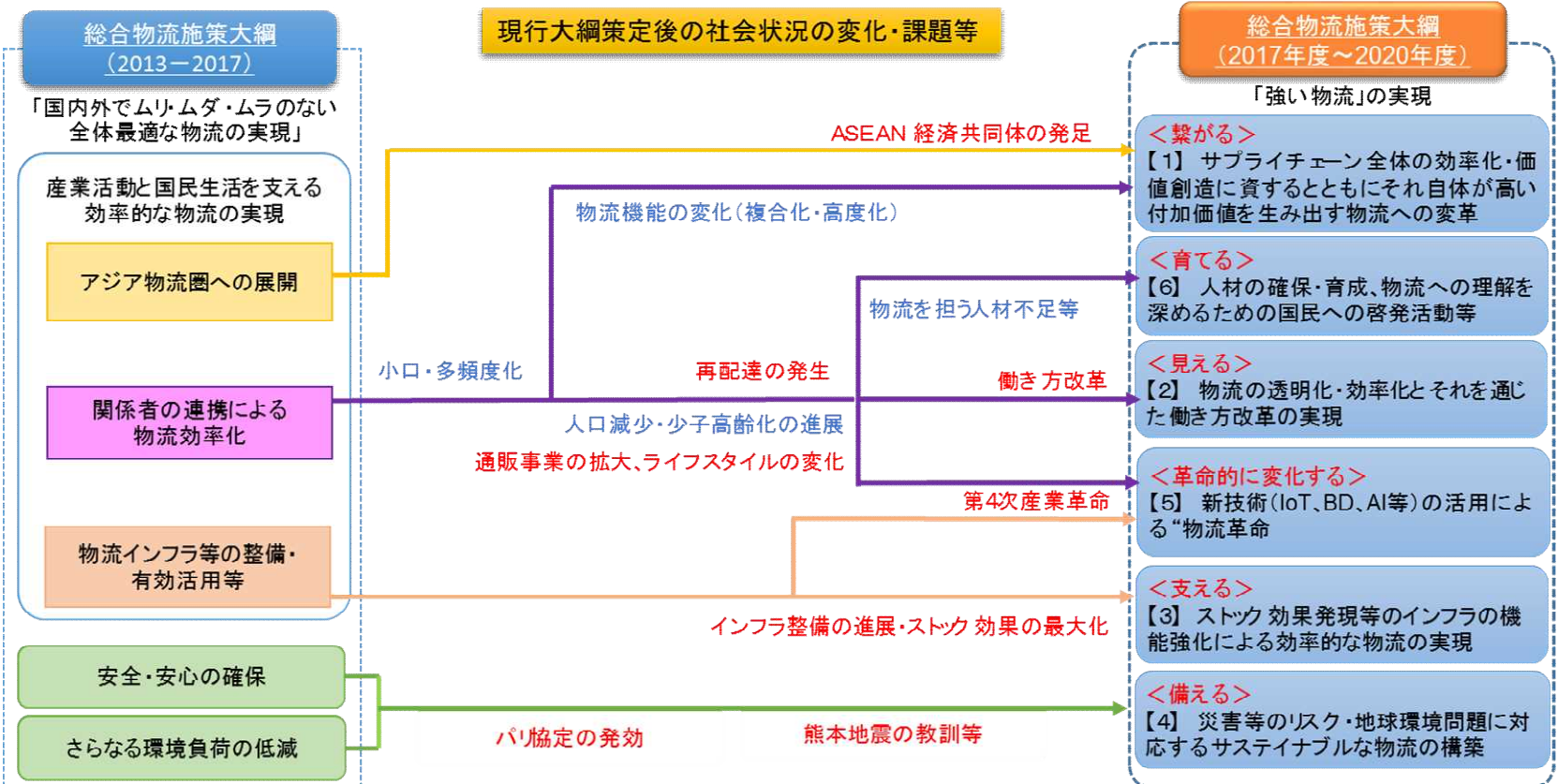


H29年12月(予定)
政策レビュー評価書とりまとめ



評価結果を反映

政策レビュー・新大綱策定を踏まえた新たなプログラムの策定



大綱に基づき策定

大綱に基づき策定

総合物流施策推進プログラム
 (評価対象)

- <政策レビューにおける分析の視点>
- (0) 目標設定の問題点
 - (1) ASEAN 等のアジア諸国との関係の深化
 - (2) 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力不足の顕在化とトラック産業の課題
 - (3) 社会構造の変化と物流に要求される機能の変化
 - (4) ハードインフラの整備の進展
 - (5) IoT、BD、AI 等の新技術の登場
 - (6) 地球環境問題への対応
 - (7) 震災等の自然災害への対応

新たな大綱に基づくプログラム
 (平成29年中策定予定)

- 目標設定の工夫
- 状況変化を踏まえた施策展開

物流を取り巻く状況変化を踏まえた対応の方向性

<分析の視点(状況変化)>

(1) ASEAN 等のアジア諸国との関係の深化

(2)人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力不足の顕在化とトラック産業の課題

(3)社会構造の変化と物流に要求される機能の変化

(4)ハードインフラの整備の進展

(5)IoT、BD、AI 等の新技術の登場

(6)地球環境問題への対応

(7)震災等の自然災害への対応

<対応の方向性>

(1) アジア諸国の需要を我が国に取り込んでいくため、我が国の高品質なコールドチェーン物流サービス等の国際標準化を一層推進

(2)トラック事業の経営環境改善や女性運転手の確保等を引き続き推進するとともに、「働き方改革」の一環として、トラック運送業の労働環境改善、多様な人材の確保・育成等の取組を一層推進

(3)荷主、物流事業者等の様々な関係者が連携・協働して物流の効率化及び付加価値の向上を図るため、データや荷姿などに関する事業者間での共通ルールの設定や全体での標準化の促進等の取組を推進

(4) 物流を支えるハードインフラについて、更なる既存インフラのストック効果最大化、物流生産性向上のためのモーダルコネクットの強化促進

(5)新技術を活用し、サプライチェーン全体の効率性・生産性向上を図り、物流における人手不足等の課題解決を図る

(6)効率的輸送の環境整備や自動車、船舶等の省エネ性能の向上等を進めるとともに、モード間の連携による環境問題への対応をより強力に推進

(7)熊本地震の教訓も踏まえ、緊急物資の輸送や保管に関して地方自治体と物流事業者等との間で輸送協定や保管協定の締結の促進等を図る

総合物流施策推進プログラム

新たな大綱に基づくプログラム

津波防災地域づくりに関する 法律に基づく施策

平成29年10月20日
総合政策局取りまとめ

第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況・評価結果

第4章 推進計画を取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等を取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

参考資料

評価の概要

<評価の目的、必要性>

将来起こりうる津波災害の防止・軽減を図るためには、津波防災地域づくりに関する法律等に基づくハード・ソフトの施策により、津波防災地域づくりの総合的な推進を図る必要がある。

そのため、本政策レビューでは、同法に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。

<対象政策>

津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策を対象とする。

<評価の視点>

津波防災地域づくりに関する法律に基づく4施策（基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、推進計画の作成、津波災害警戒区域等の指定）の実施に当たり、国が行う都道府県・市町村への支援策について、それぞれの実施状況等から評価する。

<評価手法>

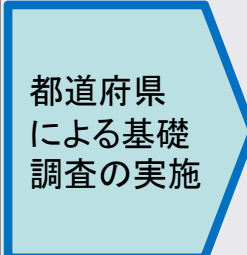
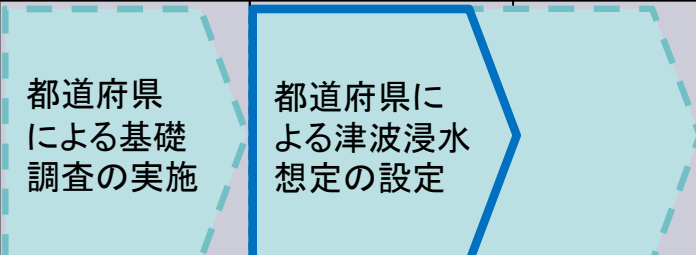
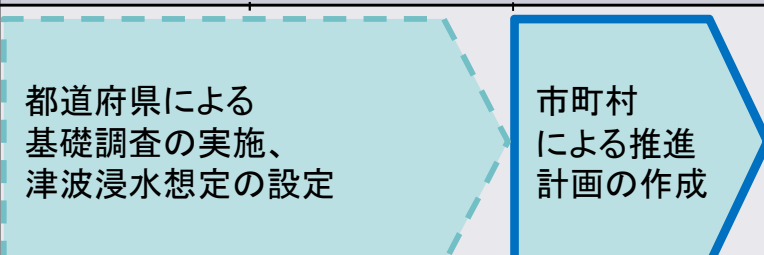
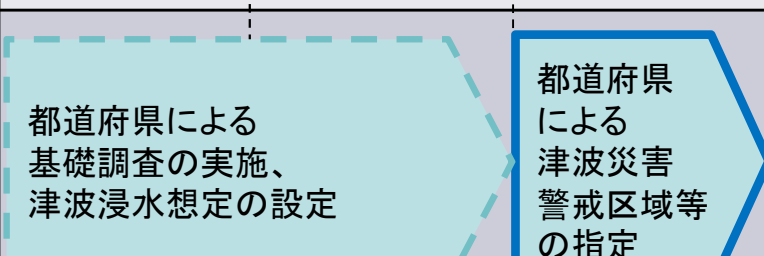
津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策等に関し、都道府県・市町村等より聴取した情報等を元にして評価を行う。

<第三者の知見の活用>

国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。

各施策における国・都道府県・市町村の役割と実施の流れ

○ 評価に当たっては、国・都道府県・市町村の役割の違い、各施策の実施の流れの違いに留意する必要。

施策		役割			施策の実施の流れ	
		国	都道府県	市町村		
基礎調査	義務	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策) 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査の実施 	—	1	
津波浸水想定	義務	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策) 	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定の設定 津波浸水想定公表・周知 		2	
推進計画	任意	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策) 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の作成に向けた協議会の設置・関係者との調整 推進計画の作成 	3	
警戒区域等	任意	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村による施策の実施に当たり、国が行う環境整備(都道府県・市町村への支援策) 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域等の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の整備等(津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施等) 	3	

評価の対象は、国、都道府県、市町村の役割を踏まえ、都道府県・市町村による施策の実施に当たり、国が行う環境整備（都道府県・市町村への支援策）とし、その実施状況等について評価する。

評価対象

<国>

都道府県・市町村による施策の実施に当たり、国が行う環境整備

基礎調査

(技術的支援)
 ◇ 広域的な調査の実施
 および 調査結果について都道府県へ提供
 ◇ 既存の調査データの周知

等

支援

津波浸水想定

(技術的支援)
 ◇ 「津波浸水想定の設定の手引き」の策定
 (人的支援)
 ◇ 説明会の開催(40/40都道府県)
 ◇ 研修の開催(34/40都道府県)
 ◇ 設定に関する相談対応等(相談窓口の設置)

等

支援

推進計画

(技術的支援)
 ◇ 「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の策定
 (人的支援)
 ◇ 説明会の開催(24/32道府県)
 ◇ 研修の開催(18/32道府県)

等

支援

警戒区域等

(技術的支援)
 ◇ 「水害ハザードマップ作成の手引き」の策定
 (人的支援)
 ◇ 説明会の開催(23/32道府県)
 ◇ 研修の開催(18/32道府県)

等

支援

<自治体>

[都道府県又は市町村]

調査実施
 (40/40都道府県)

設定
 (32/40都道府県)

作成
 (9市町)
 (検討中 約180市町村)

指定
 (6/40都道府県)
 ※警戒区域のみ

最大クラスの津波に備え、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり

H29.9現在

第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況・評価結果

第4章 推進計画を取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等を取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

参考資料

- 平成23年3月11日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生。
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村の浸水範囲面積の合計は561km²に及び、広範なエリアにおいて被害が発生。
- また、内陸の奥域まで浸水域が拡大し、地域全体が壊滅的な被害を受けたエリアも存在するなど、甚大な被害が発生。

東日本大震災における津波による被害

東日本大震災時の仙台市における浸水範囲と従前の浸水想定範囲



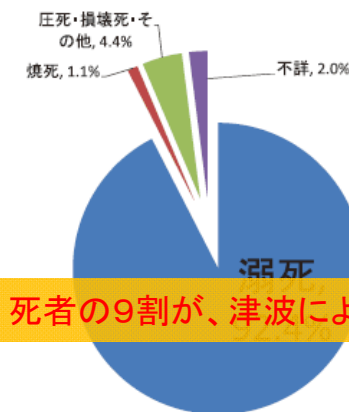
出典:東北地方太平洋沖地震浸水範囲 国土地理院資料より作図

東日本大震災時の仙台市の様子



出典:国土交通省東北地方整備局

東日本大震災の人的被害



死者の9割が、津波による溺死

(警察庁資料より内閣府作成)

津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベル

○ 政府の中央防災会議等では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要性を指摘。

- ・将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波
- ・あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波（東日本大震災クラス相当）

頻度の高い津波(L1)

津波レベル : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

基本的考え方 : 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

最大クラスの津波(L2)

津波レベル : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

基本的考え方 : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)の制定の経緯

- 平成23年5月18日、国土交通大臣が、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 計画部会に対し、津波防災地域づくりについての一定の方向性を提示するよう要請。
- 平成23年7月6日、同部会が、緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」を提出。

緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」の概要(平成23年7月6日)

基本姿勢

- 今回のような想定を超える大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。 ※「減災」とは、人命を守りつつ、被害をできる限り軽減すること。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、各種施策を講じた後も防災・減災のための取組を持続させる。

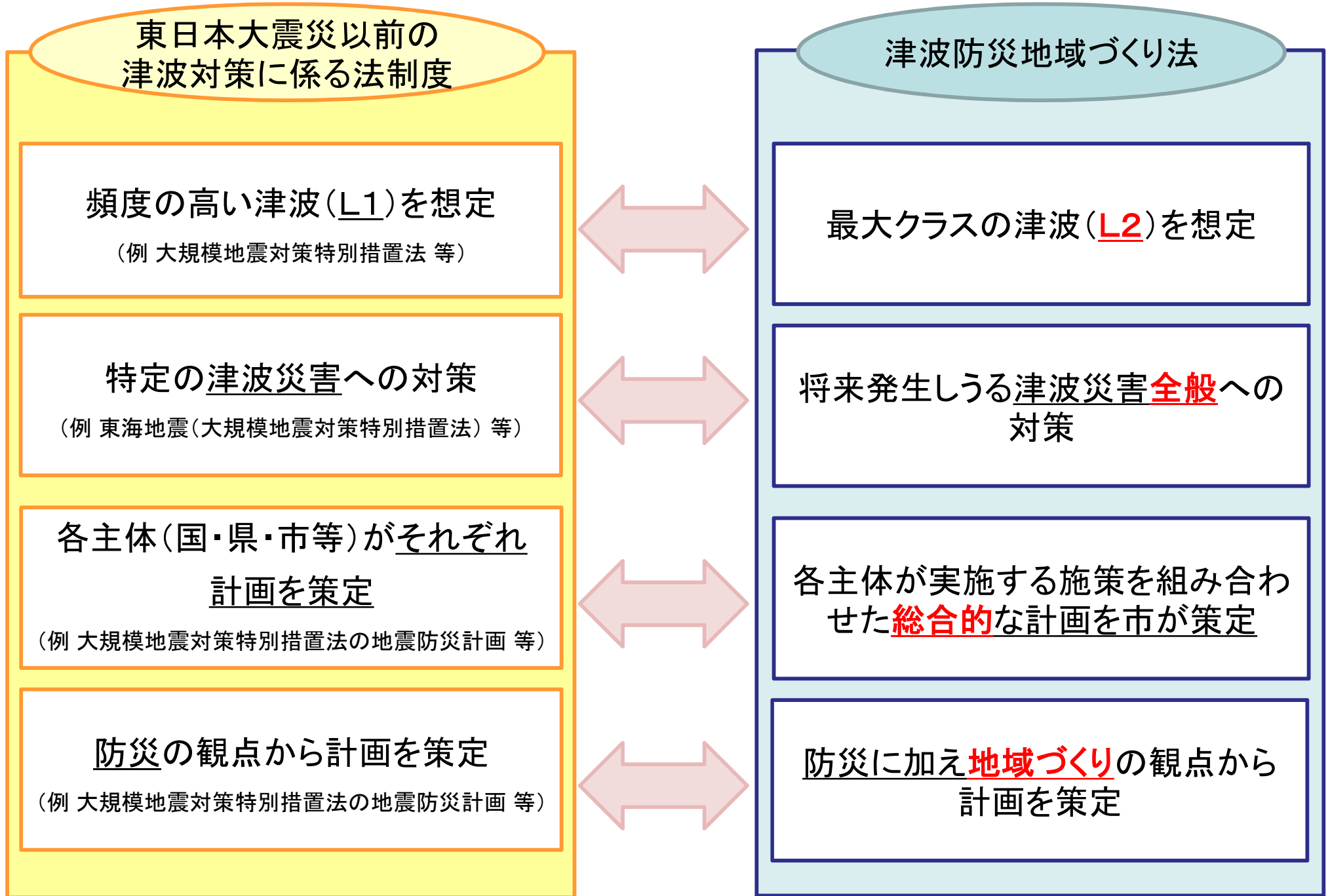
新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

地域の実情、安全度等を踏まえた津波災害に強い地域づくりを推進するため、新たな法制度を検討

(参考) 平成23年10月28日 第179回国会 野田内閣総理大臣(当時)所信表明演説(抜粋)

「今般の大震災で得た教訓をいかし、自然災害に強い地域づくりを被災地のみならず全国に広めていくため、まずは、津波防災地域づくり法案の成立を図ります。」



津波防災地域づくり法の概要

- 平成23年12月7日、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立（衆参とも全会一致）。
- 本法により、将来起こりうる最大クラスの津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

法律の概要（平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行）

基本指針

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

- 都道府県は、基本指針に基づき、津波浸水想定の設定のために必要な沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用等に関して調査を実施（義務）。
- 国は、広域的な見地から必要とされる調査を実施し、関係都道府県に結果を通知。

実施内容

海域、陸域の地形に関する調査

津波が波源域から海上及び陸上へどのような挙動で伝播するかについて、適切に津波浸水シミュレーションで予測をするため、海底及び陸上の地形データの調査を実施する。

過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

最大クラスの津波を想定するためには、被害をもたらした過去の津波の履歴を可能な限り把握することが重要であることから、津波高に関する文献調査、痕跡調査、津波堆積物調査等を実施する。

土地利用等に関する調査

陸上に浸水した津波が、市街地等の建築物等により阻害影響を受ける挙動を、建物の立地など土地利用の状況に応じた粗度として表現し、津波浸水シミュレーションを行うため、土地利用の状況について調査を行う。

- 都道府県は、基礎調査の結果を踏まえ、津波が発生した場合の浸水の区域及び水深を設定（義務）。
- 津波浸水想定は、基本指針に基づき、「最大クラスの津波」を想定して設定。

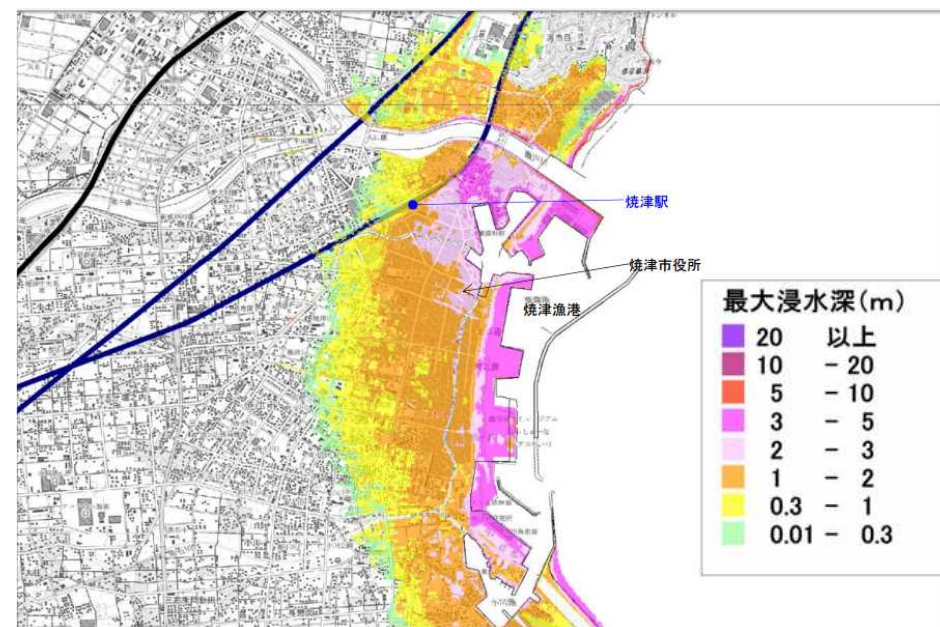
基礎調査
(都道府県(国))

最大クラスの津波の断層モデルの設定
(都道府県)

津波浸水シミュレーション
(都道府県)

津波浸水想定の設定
(都道府県)

津波浸水想定(イメージ)



(静岡県焼津市)

推進計画の概要①

- 市町村は、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成(任意)。
- 推進計画では、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、地域の実情に応じて津波防災地域づくりをどのように進めていくのかが描かれる。

推進計画の記載事項(イメージ)

○ 計画区域の指定(必要的記載事項)

○ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針(任意的記載事項)

○ 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項(任意的記載事項)

○ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(任意的記載事項)

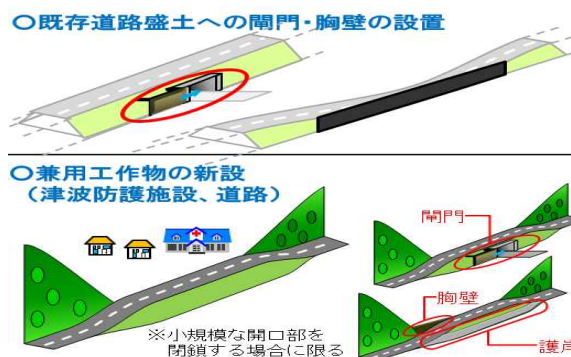
- ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
- ・ 津波防護施設の整備に関する事項
- ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- ・ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
- ・ 集団移転促進事業に関する事項
- ・ 地籍調査の実施に関する事項
- ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項」として記載する施策・事業（例）

海岸保全施設



津波防護施設



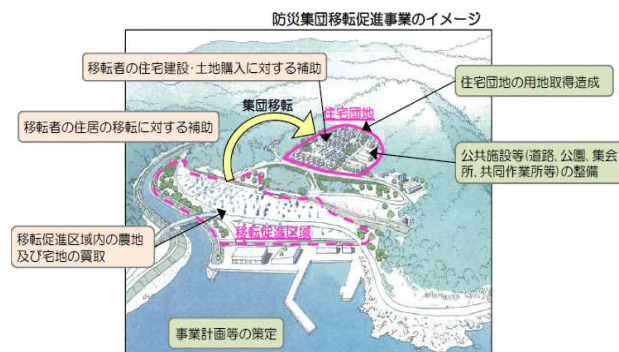
一団地の津波防災拠点市街地形成施設



津波避難タワー



集団移転促進事業



地籍調査事業



等

- 都道府県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域に指定(任意)。
- また、都道府県は、津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を津波災害特別警戒区域に指定(任意)。

津波浸水想定の設定・公表 [都道府県: 義務]

- 基本指針に基づき、浸水想定設定のための基礎調査(陸域・海域の地形、地質、土地等の調査)を実施
- 基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合の浸水の区域と水深を設定・公表



津波災害警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ関係市町村の意見を聴取
- 津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき区域と基準水位を指定・公表

津波災害特別警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ区域の案を公告・縦覧
- 住民等の意見を添えて、関係市町村の意見を聴取
- 津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為、建築等を制限すべき区域を指定・公表

条例で定める区域の設定 [市町村: 任意]

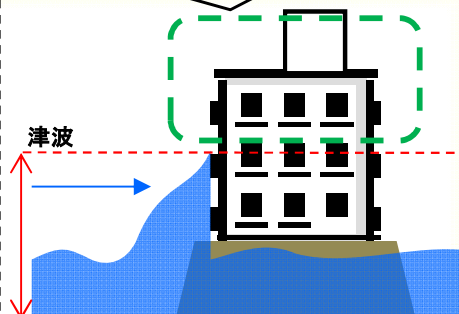
- あらかじめ都道府県と協議
- 津波特別警戒区域のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を設定

警戒区域指定による効果

避難場所の高さが明確化

※基準水位:

津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定める

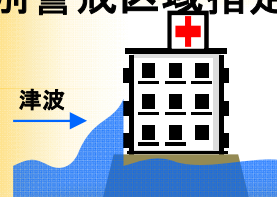


地域防災計画の
拡充(警戒区域における警戒避難体制に関する事項を明記)

市町村による
津波ハザード
マップの作成

民間施設等
の避難施設
の指定等

特別警戒区域指定による効果

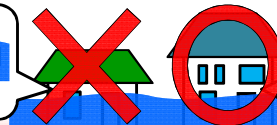


- ・要配慮者利用施設の居室の床面の高さが基準水位以上に制限
- ・要配慮者利用施設の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

条例による区域設定による効果

条例で定めた施設・用途について、要配慮者利用施設と同様の制限・規制

住宅等の居室の
全部が津波の
水深以下



住宅等の居室の
一部が津波の
水深以上



第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況・評価結果

第4章 推進計画を取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等を取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

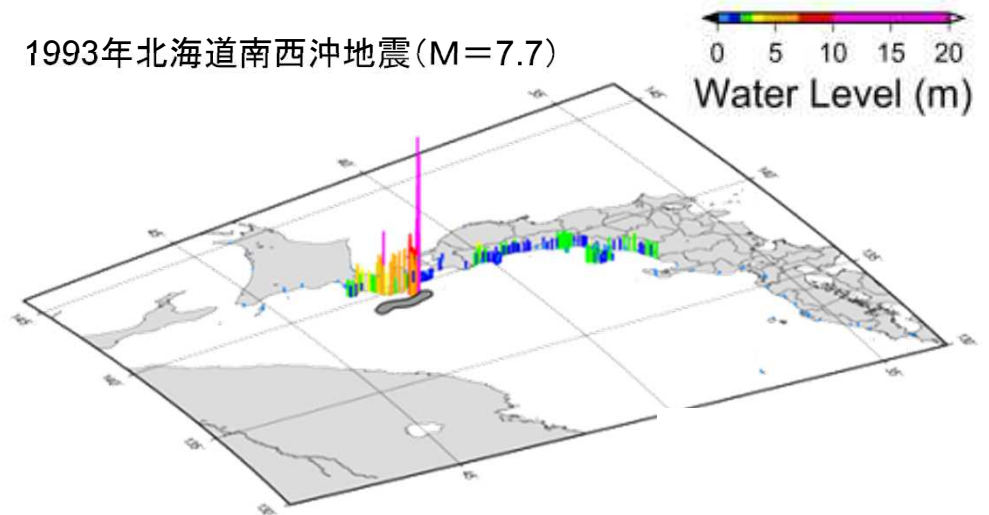
参考資料

基礎調査の実施状況、国による支援内容

- 全ての都道府県（津波の影響のない内陸部の県を除く。）について、基礎調査を実施済み。
- 特に知見の少なかった日本海側に関しては、検討会を設置し、得られたデータを都道府県に提供。

国の支援内容

- 国による各種データの調査・提供
 - ・海上保安庁による海域の地形データ、国土地理院による航空レーザー測量などから作成した標高データ等や研究機関による津波痕跡データベース、国土地理院による土地利用細分メッシュデータなど提供
- 日本海における大規模地震に関する調査の実施（平成25年1月～平成26年9月）
 - ・特に知見の少なかった日本海側の津波対策を講じる上で必要なシミュレーションを行えるよう、国土交通省が内閣府、文部科学省と共同で、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（以下「検討会」）を設置
 - ・断層等の検討結果を公表するとともに、各道府県がシミュレーションを行えるよう地形データを作成し、配布



検討会によって整理された津波高の一例

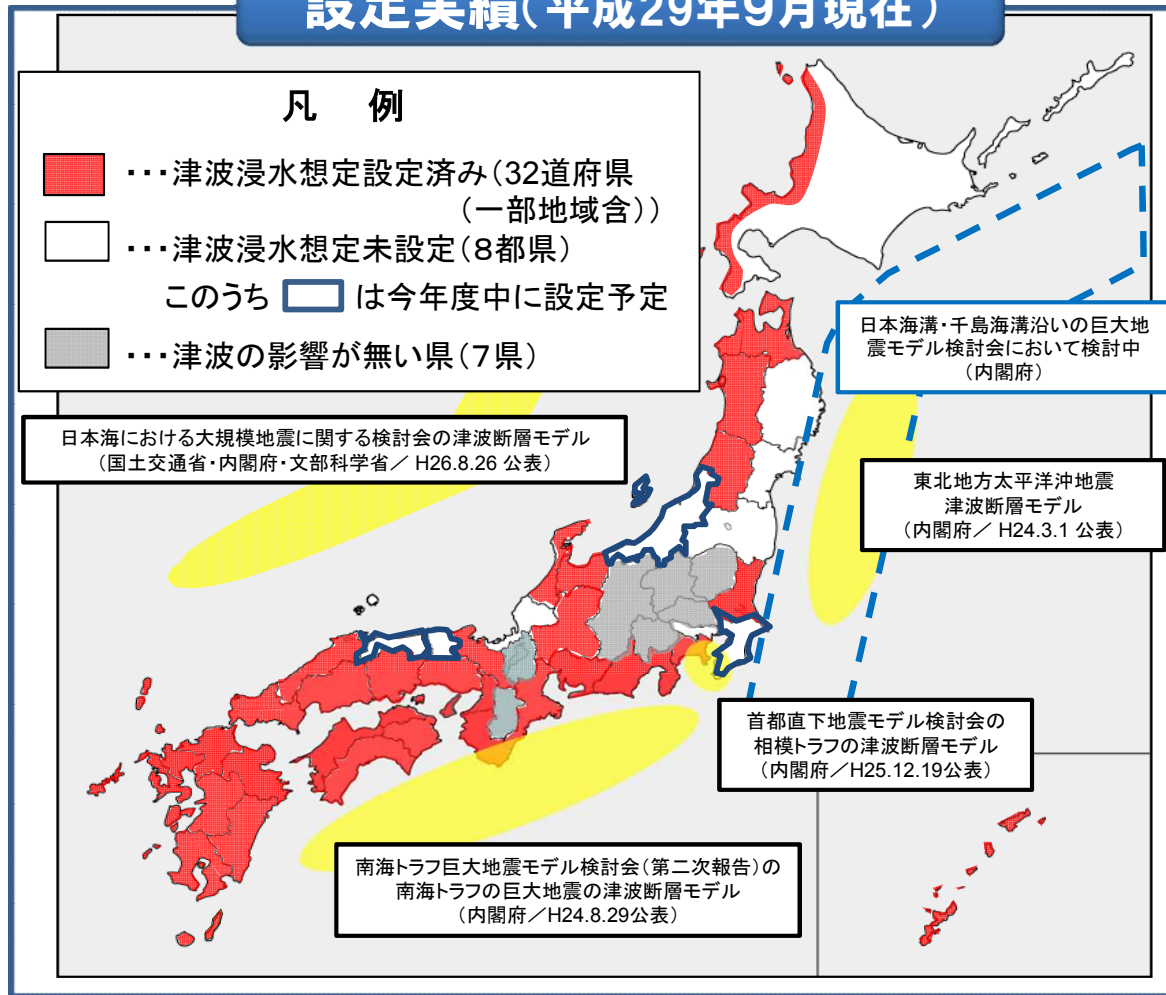
津波浸水想定 of 設定・検討状況、国による支援内容

- 国の支援を通じ、津波の影響のある40都道府県のうち、32道府県において、津波浸水想定を設定済み。
- 残り8都県のうち、3県においても今年度中に津波浸水想定 of 設定を予定。

国の支援内容

- 津波浸水想定 of 設定 of 手引き of 策定（平成24年2月）
 - ・ 最大クラス of 津波 of 設定、計算条件 of 設定、津波浸水シミュレーション of 方法、留意事項をとりまとめ。
 - ・ 活用可能な断層モデルや地形データ等に関する参考情報・資料についても記載
- 津波浸水想定に係る地方ブロック別意見交換会 of 開催（平成24年4月～平成26年3月）
 - ・ 全国 of 沿岸を10のブロックに区分し、各ブロック毎に都道府県と意見交換を実施
- 相談窓口 of 設置（平成24年2月～）
 - ・ 各都道府県に対して技術的助言を実施
 - ※ 設定済み、検討中 of 全ての都道府県に対し技術的助言を実施
- 津波浸水想定設定後 of 説明会等 of 実施
 - ・ 津波浸水想定とその活用方法などを、都道府県に説明

設定実績（平成29年9月現在）



評価

概ね設定が完了しており、残りの都県、地域についても断層モデルが未整備等により今のところ浸水想定が設定されていないが、早期に設定がなされるよう引き続き支援を実施予定。

第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況・評価結果

第4章 推進計画を取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等を取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

参考資料

計画の作成に関する国の支援内容

○ 計画の作成主体である市町村に対し、計画作成に係るガイドライン、説明会・研修の開催など、国の支援を実施している。

国の支援内容

津波防災地域づくり推進計画作成
ガイドラインの策定 (H28.6)

津波防災地域づくりに関する基本指針の解説を中心に、計画の作成に関して解説

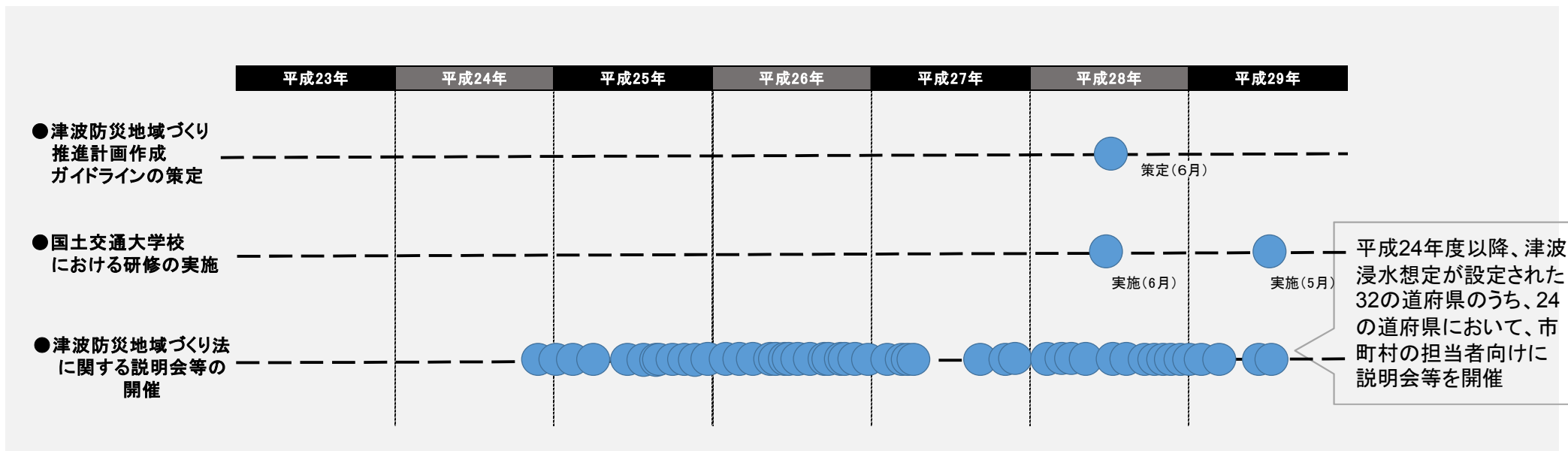
国土交通大学校における研修の実施
(H28.6、H29.5)
※ 自治体参加者数：H28:15名 H29:17名

自治体担当者に対し、3日間の研修期間の中で、津波防災地域づくりに関する講義・課題研究を実施

津波防災地域づくり法に関する
説明会等の開催 (H24～)

法律の概要や推進計画の作成に関して市町村に説明

<支援の実績・経緯>



- 9市町が計画を作成済み(平成29年9月現在)。
- その他、全国で3市が作成に着手し、約180の市町村が作成に向けて検討中。

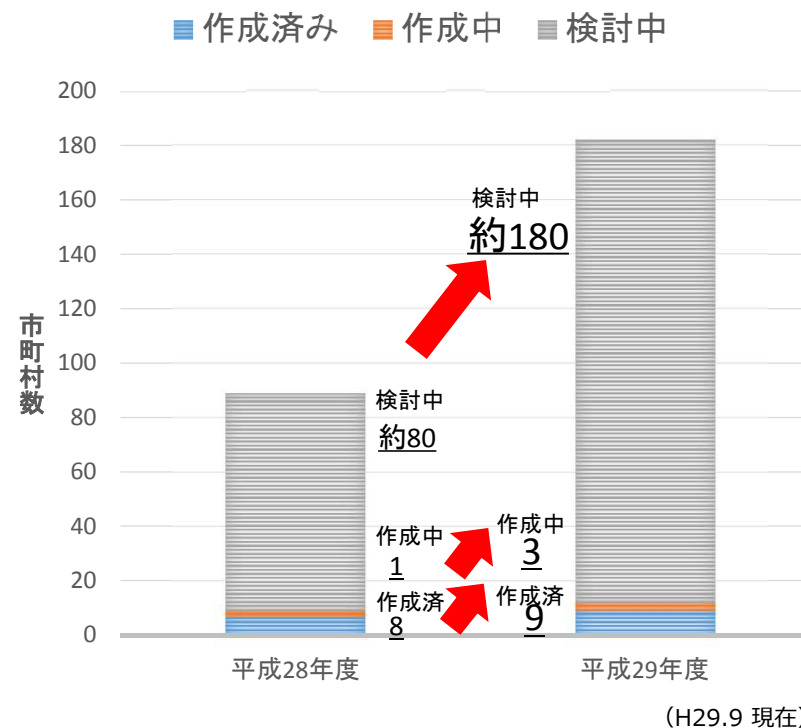
支援の有効性

○計画を既に作成した9市町に対し、作成時に国等からの支援で活用したものの、あったら良かったものを質問

- ・ 国等からの支援で活用したものの
ガイドライン56% 説明会22%
- ・ 国等からの支援であったらよかったものの
研修67%

○作成に着手している須崎市(高知)、佐伯市(大分)は、説明会と研修を受けたことを機に、作成に着手

計画作成・検討状況



評価

ガイドラインの策定、研修の実施などにより、計画の作成を検討中の市町村数はこの一年で大幅に増加。一方で、作成済みの市町村は現在9市町で、計画作成のさらなる推進を図るためには、現状分析を踏まえて今後の対応を検討することが必要。

計画作成が進まない原因の分析

- 計画を未作成の市町村^{*}に、計画作成の隘路や国の支援に関する認識等について質問。
- 検討・作成の隘路として、効率的な作成手順・方法、計画のイメージが分からない等の回答が多数を占めた。
- 国の支援は、市町村の26%がその内容を認知していない反面、計画作成には役立つとの回答が多数を占めた。

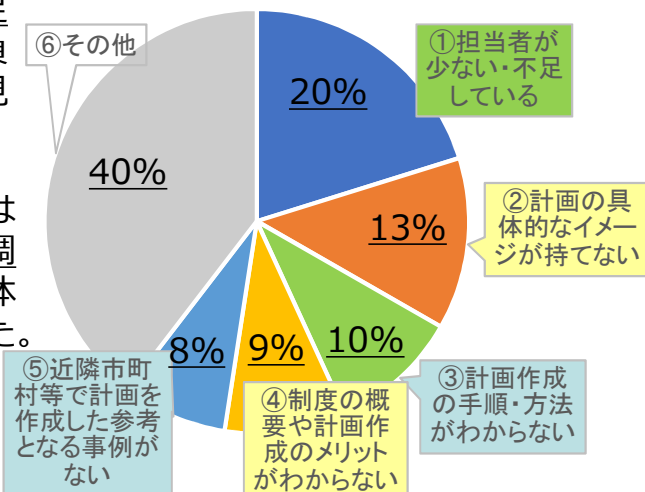
※ 津波による浸水のおそれのある680市町村のうち、未作成 671市町村

計画作成に当たっての隘路

推進計画を検討しない、検討しても作成に至らない理由を計画未作成市町村に尋ねたところ、

- ・「計画の具体的なイメージがわからない」、「メリットがわからない」といった計画の意義・内容がわからない市町村が約22%を占めた。
- ・「計画作成の手順・方法がわからない」、「近隣で参考となる事例がない」といった効率的・効果的な作成手順・方法等がわからない市町村が約18%を占めた。
- ・また、「担当者が不足している」といった負担軽減を求める声も見られた。

なお、既作成の市町村は組織内外の関係者との調整が難しいといった具体的な取組の声が多かった。



(注：651自治体の回答（複数回答を含む）の集計による)

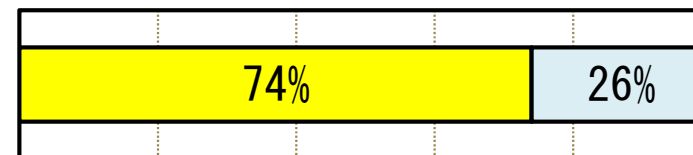
評価

計画未作成の市町村のニーズを踏まえ、全国の市町村への周知の工夫や寄り添った支援が必要。

市町村における国の支援内容に対する認知度

- ・国が行っている推進計画の作成に係る支援で知っているものについて尋ねたところ、国の支援内容を全く知らない市町村が、約26%を占めた。 (注：667自治体の回答による)

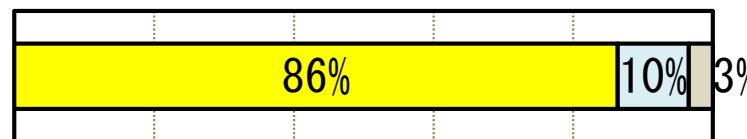
0% 20% 40% 60% 80% 100%



□①知っている □②全く知らない

- ・国の支援が推進計画の作成に役立つと考えるか、上記の回答のうち「知っている」と回答した市町村に尋ねたところ、「役立つと考える」と回答した市町村が約86%を占めた。 (注：492自治体の回答による)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



□①考える □②考えない □無回答

評価

国の支援内容について全国の市町村への周知の徹底が必要。

作成済みの計画の特徴と実施状況

- 既に作成された計画の中には、グッドプラクティスも多く見られる。
- 計画に記載された事業等については、現在のところ順調に進捗している。

既作成の9つの推進計画にみられる、グッドプラクティス（例）

リスク分析関係

- 避難困難地域・防災無線等の伝達不能地域・道路遮断による地域孤立（田原市）
★被害リスク、課題、対策において、市内の各エリアの特性からのきめ細かな配慮がある

要配慮者関係

- 沿岸地域の世帯数、特に高齢単独世帯数を示す（伊豆市）
★地域の特性から、配慮すべき対象者をきめ細かく現状分析している

産業関係

- 地域の主要産業である水産業をとりまく各種業界団体へのヒアリング（焼津市）
★多層的サプライチェーンを構成する施設等や事業活動へのきめ細かい配慮がある

観光客関係

- 観光客の避難誘導や帰宅までのサポート体制・観光客も考慮した備蓄確保（伊豆市）
★観光客など一時的滞在者にも円滑な避難への配慮が行き届いている

住民意識関係

- 市提供の「地区カルテ」を受け、住民が主体となり地区ごとに作成する津波避難計画（浜松市）
★住民自ら避難訓練と計画見直しを重ねながら、津波への意識向上と避難の完成度を高める

計画に記載されている事業等の進捗

- ・ 作成された計画に基づき、おおむね順調に進捗している。
- ・ 特に、避難路・避難タワー整備などの短期目標の事業については、施設の完成など実績があがっている。

評価

ガイドライン策定後の計画に見られるグッドプラクティス等やその他の計画作成に当たって参考となる点を踏まえた改定を通じ、既存事例の周知、全国への横展開を図っていくことが必要。既作成の計画については順調な進捗が見られており、今後も定期的に確認が必要。

第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況・評価結果

第4章 推進計画を取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等を取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

参考資料

津波災害警戒区域等の指定・検討状況、国による支援内容

- 説明会の開催や自治体への個別の対応などを通じ、指定を促進。
- 6府県で津波災害警戒区域を指定した実績あり(平成29年9月現在)。
- その他、静岡県(伊豆市)及び沖縄県において区域指定に向けて検討中。

都道府県による津波災害警戒区域等の指定にかかる現状

国の支援内容・有効性

説明会等による制度の周知

警戒区域に係る制度の解説、「水害ハザードマップ作成の手引き」の紹介等

⇒これまで津波浸水想定設定済みの32道府県のうち、23道府県にて説明会を実施

自治体への助言等の個別対応による支援

警戒区域の公表方法、市町村との調整、区域指定後の市町村の取り組み等

「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表

水害リスクの表示方法を統一的に整理し、住民避難に資する資料の作成に当たっての考え方や事例を提示

- 警戒区域が指定された市町村のうち約9割が国の支援内容は指定に寄与すると回答

(注：72自治体の回答による)

指定の状況

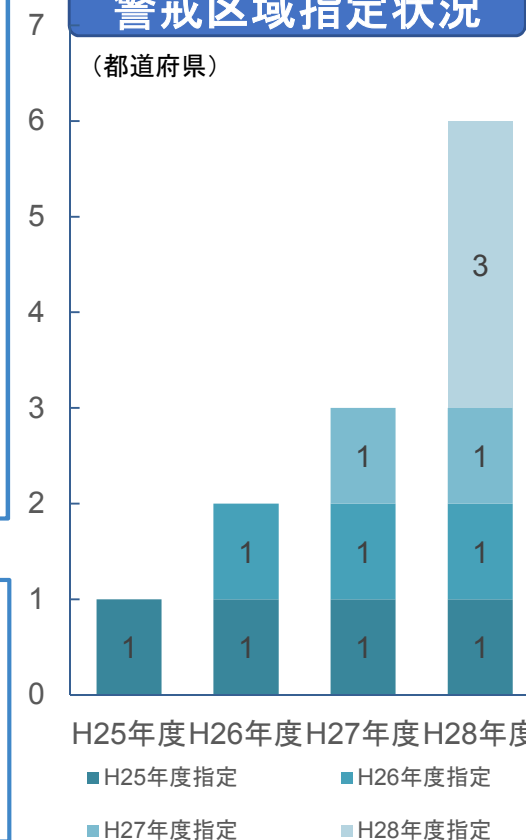
- ・平成29年9月時点で32道府県で浸水想定が設定され、そのうち6府県で指定した実績あり。
- ・そのほか、静岡県(伊豆市)及び沖縄県においても警戒区域指定に向けた検討が進んでいる。

評価

説明会の実施などにより警戒区域の指定は着実に進捗しているが、区域指定のさらなる推進を図るためには、現状分析を踏まえて今後の対応を検討することが必要。

警戒区域指定状況

(都道府県)



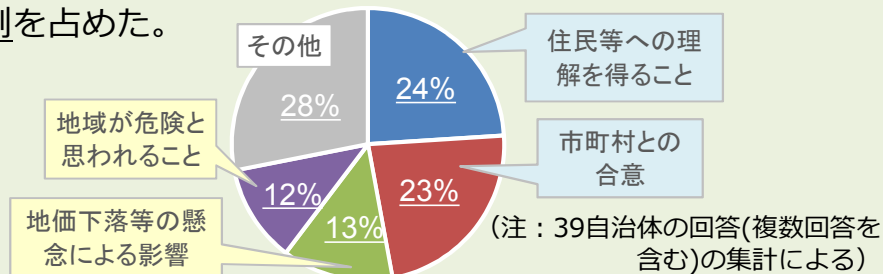
津波災害警戒区域等の指定が進まない原因の分析

- 浸水想定区域のある都道府県・市町村を対象に、指定への支障や国の支援に関する認識等について質問。
- 関係者との調整や警戒区域の持つイメージが指定における支障との回答が多い。
- 国の支援に関し、指定に寄与するとの回答が多いが、市町村の4割が国の支援内容を知らないと回答。

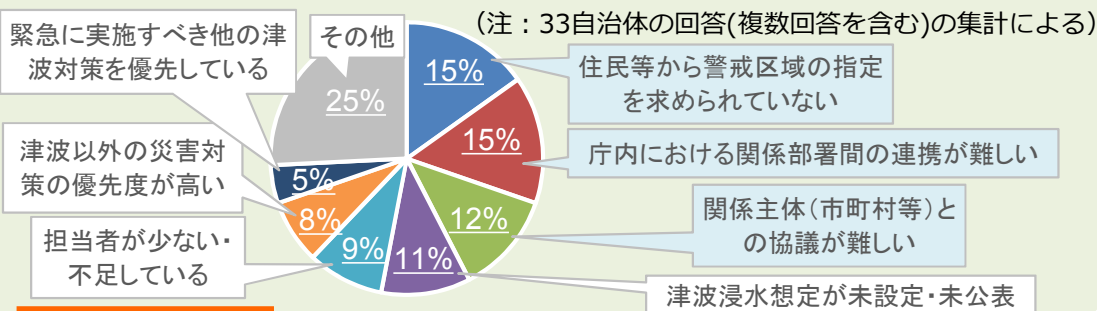
津波災害警戒区域の指定に当たっての隘路

警戒区域の指定に係る支障を都道府県に尋ねたところ、

- ・「住民等の理解の獲得」「市町村との合意」といった関係者との調整に関する回答が全体の約5割を占めた。
- ・「地価下落等への懸念」「地域が危険と思われることによる影響」といった警戒区域の持つイメージに関する回答が全体の約3割を占めた。



指定の検討が進まない理由を警戒区域未指定の都道府県に尋ねたところ、「住民等から指定を求められていない」「庁内における連携が難しい」「関係主体との協議が難しい」とする理由が多かった。



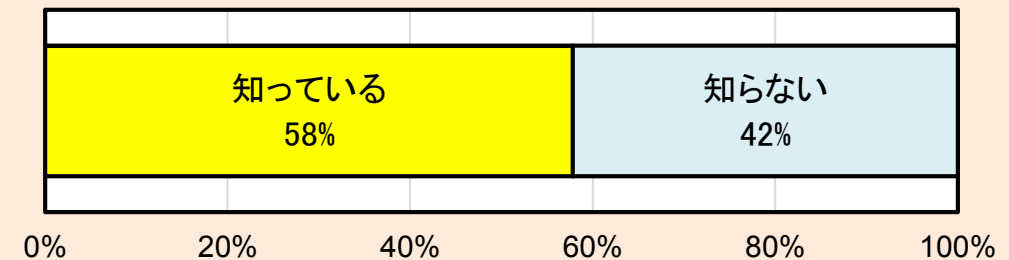
評価

関係者との調整例の紹介や警戒区域の持つ意義・効果への理解促進が必要。

市町村における国の支援内容に関する認知度

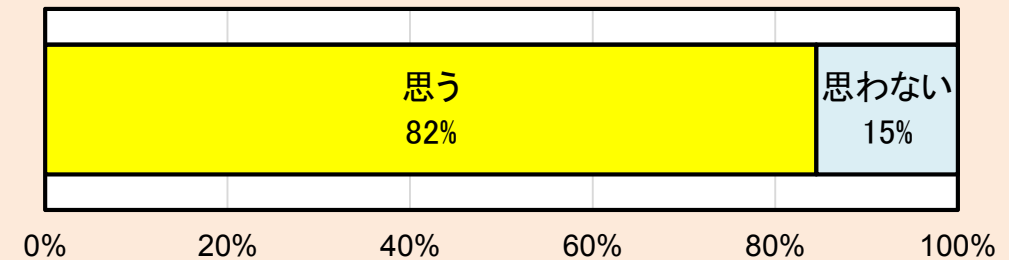
自治体向けの説明会等の国の支援について、市町村における認知度を確認したところ、全く知らないと回答した市町村が4割にのぼった。

(注：657自治体の回答による)



自治体向けの説明会等が警戒区域の指定に寄与するか、上記の回答のうち「知っている」と回答した市町村に尋ねたところ、「寄与すると思う」と答えた市町村が8割を占めた。

(注：374自治体の回答による)



評価

説明会等の国の支援内容について全国の市町村への周知の徹底が必要。

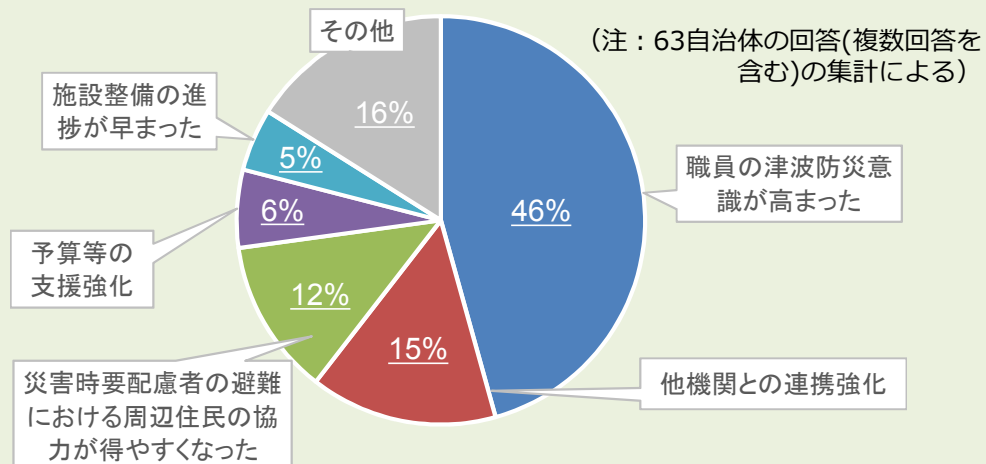
警戒区域指定後の市町村の取組状況や住民等の意識

- 警戒区域の指定により、市町村の職員の防災意識が高まるなどのメリットがあった。
- 警戒区域が指定された市町村においては、住民等の防災意識の向上も見られる。

市町村における区域指定のメリット

警戒区域の指定によるメリットについて市町村に尋ねたところ、

- ・「職員の津波防災意識が高まった」という回答は全体の約5割を占めた。
- ・また、「他機関との連携強化」「要配慮者の避難における周辺住民の協力が得られやすくなった」との回答があった。



そのほか、警戒区域の指定を受けて新規の事業の検討や進捗が早まった、避難計画の策定、避難場所の見直し、避難タワーの整備などを進めているとの声があった。

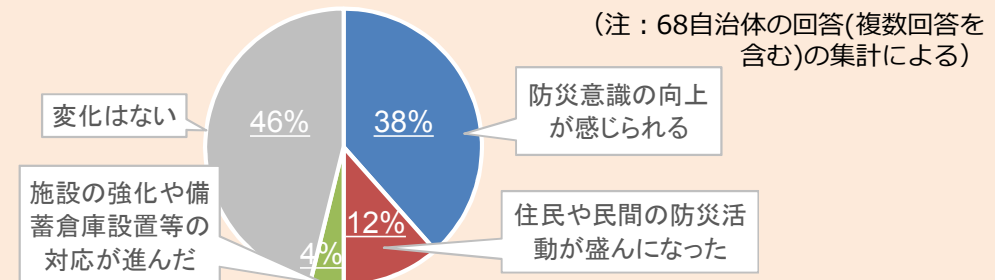
評価

警戒区域の指定は、市町村における警戒避難体制の整備や住民等の防災意識の向上に寄与する。警戒区域の指定による効果等の事例をまとめ、全国への横展開を図っていくことが必要。

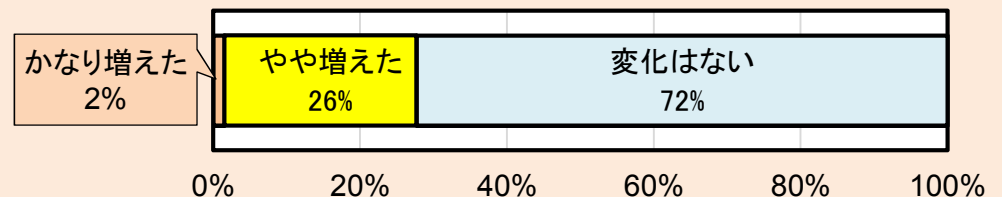
指定後の住民等の防災意識の向上

警戒区域指定後の地域の意識・活動について市町村に尋ねたところ、

- ・「防災意識の向上が感じられる」という回答は全体の約4割を占めた。
- ・また、「住民や民間の防災活動が盛んになった」「施設の強化や備蓄倉庫設置等の対応が進んだ」との回答があった。



警戒区域指定後の地域の住民の津波訓練への参加状況については、約3割の市町村において「かなり増えた」「やや増えた」との回答があった。



第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定取組状況・評価結果

第4章 推進計画の取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等の取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

参考資料

評価結果の概要

- 計画の作成・検討状況からは、作成済みの市町村は現在9市町で、計画作成のさらなる推進を図るためには、現状分析を踏まえ今後の対応を検討することが必要
- 計画未作成の市町村のニーズを踏まえ、全国の市町村への周知の工夫や寄り添った支援が必要
- 計画作成に国の支援内容が役立つことから、その支援内容について全国の市町村への周知の徹底が必要
- ガイドライン策定後の計画に見られるグッドプラクティス等やその他の計画作成に当たって参考となる点を踏まえた改定を通じ、既存事例の周知、全国への横展開を図っていくことが必要

「今後の方向性」

対応方針 1

未作成市町村のニーズを踏まえ、計画作成の意義、作成方法・プロセスを明らかにした「ガイドラインの改定」

対応方針 2

計画の作成・検討の推進のため、新たに支援体制を構築し、「デリバリー型サポート」の実施

対応方針 3

周知の徹底を図るため、新たに全国自治体への「ダイレクト型情報発信」の実施

評価の概要

- 警戒区域指定のさらなる推進を図るためには、現状分析を踏まえて今後の対応を検討することが必要
- 関係者との調整例の紹介や警戒区域の持つ意義・効果への理解促進が必要
- 説明会等の国の支援内容について全国の市町村への周知の徹底が必要
- 警戒区域の指定による効果等の事例をまとめ、全国への横展開を図っていくことが必要

「今後の方向性」

対応方針 1

「警戒区域を指定した自治体における対応や指定による効果等の先行事例をまとめた事例集の作成」

対応方針 2

「警戒区域の指定の促進のため、支援体制を構築するとともに、全国の自治体に向けて支援内容や先行事例の周知等の実施」

第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況・評価結果

第4章 推進計画を取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等を取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

参考資料

委員の主なご意見と対応方針(その1)

番号	意見	対応方針
①	<p>本法のように予防に係る施策は、最終的なアウトカムの設定が難しい。当面は法律に基づいた施策に係る「アウトプット」のみの評価を行うことになると思う。</p>	<p>本法に基づく施策は予防に係るものであり、また、発生頻度が極めて低い津波を対象としている性格上、アウトカムの設定は困難。 したがって本政策レビューでは、アウトカムではなく、本法により新たに創設された4つの施策に関する実施状況等について評価を行う。(p.4参照)</p>
②	<p>全体像を整理した上で、評価対象が何かをよく整理すること。評価の入り口部分で、国・都道府県・市町村の3主体がどう係わるかを整理すると良い。</p>	<p>国、都道府県、市町村の主体ごとの役割を踏まえ、評価対象について整理を行ったところ。これに基づき、現行の国による都道府県・市町村への支援策について、その実施状況や効果を評価していく。(p.4参照)</p>
③	<p>評価の軸として、市町村で推進計画の策定が進んでいない理由を調査し、それを進めるために国交省等がどうすべきか、という評価が一つのあり方としてあるのではないか。</p>	<p>市町村による施策の実施状況を整理するとともに、その原因分析等を実施した上で具体の評価を行う。(p.22参照)</p>
④	<p>都道府県の区域指定について、進んでいない理由は何か、国交省側で技術的指導のような形で進められることはあるか。</p>	<p>津波災害警戒区域の指定は、その区域内の住民等が理解した上で進めることが防災上有効であり、関係者との調整を丁寧に行っている市町村ほど時間がかかるため、今後も指定が完了した都道府県の事例の紹介や都道府県への個別の対応により、各市町村の調整が進むよう取り組んでいく。(p.27参照)</p>

委員の主なご意見と対応方針(その2)

番号	意見	対応方針
⑤	<p>危ないとされるエリアで施策が進められているかどうか、なぜ進んでいないのかの現状分析が必要。特に、津波災害警戒区域等の指定は、対象が都道府県であるため詳しく分析できると思う。</p>	<p>津波災害警戒区域が未指定の沿岸部に位置する都道府県に対し、未指定の理由等について聴取し、現状を把握した上で、評価を行う。(p.26参照)</p>
⑥	<p>今回の評価ではなく、次のステップになるのかもしれないが、作成された推進計画が実際に進捗しているのかも深掘りするとよい。</p>	<p>推進計画を作成済みの市町村から、推進計画作成後の状況等について聴取し、現状を把握した上で、評価を行う。(p.23参照)</p>
⑦	<p>推進計画の作成と津波災害警戒区域等の指定は、市町村・都道府県の任意ではあるものの、一定期間の中でこれぐらいは進んでいないといけないという目処・ものさしが評価にはあるといいのではないか。</p>	<p>現行の国による都道府県・市町村への支援策について、都道府県・市町村から意見聴取等を行い、その効果について確認をした上で、各施策の実施状況について評価を行う。(p.22、p.26参照)</p>
⑧	<p>推進計画の作成件数、津波災害警戒区域等の指定件数だけでなく、中身にも着目する必要。</p>	<p>作成済みの推進計画や指定済みの津波災害警戒区域をもつ市町村・都道府県の状況をもとに、今後の推進計画の作成や津波災害警戒区域の指定において参考となる好事例等について整理する。(p.23、p.27参照)</p>
⑨	<p>計画を作るプロセスにも着目する必要。これから推進計画を作成することになる市町村に対してフィードバックできるような好事例があると評価の役に立つ。</p>	<p>推進計画を作成済みのいくつかの市町村から、計画の作成過程における独自の工夫等を把握する予定。(p.23参照)</p>

第1章 評価の概要

第2章 法律の概要

第3章 基礎調査・津波浸水想定取組状況・評価結果

第4章 推進計画の取組状況・評価結果

第5章 津波災害警戒区域等の取組状況・評価結果

第6章 評価結果と今後の方向性

委員の主なご意見と対応方針

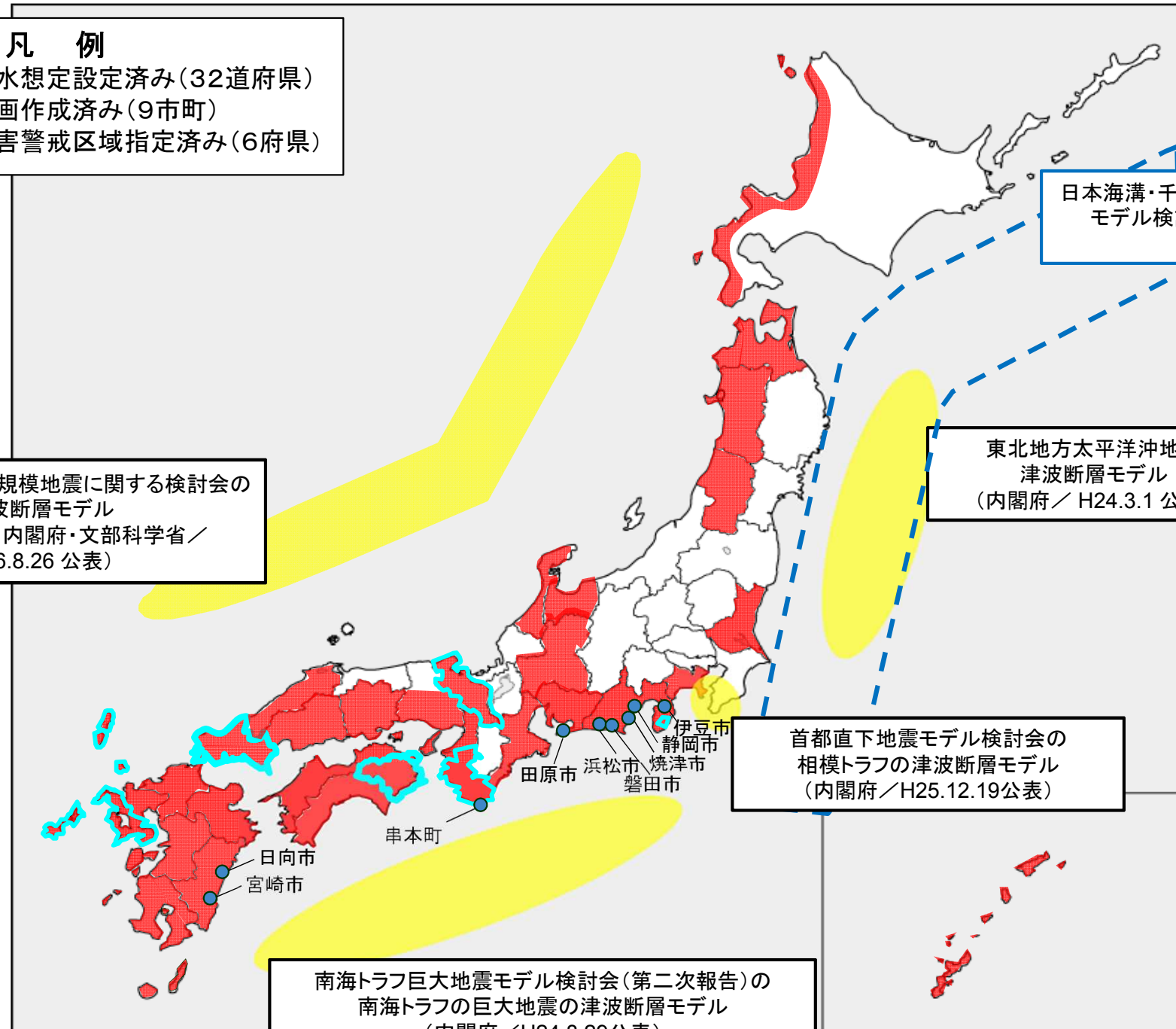
参考資料

津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況

平成29年9月現在
(国土交通省HPにて公表)

凡 例

- ……津波浸水想定設定済み(32道府県)
- ……推進計画作成済み(9市町)
- ……津波災害警戒区域指定済み(6府県)



津波浸水想定

平成29年9月現在
(国土交通省HPにて公表)

津波災害警戒区域

設定済みの府県名	設定日	設定済みの府県名	設定日
茨城県	平成24年 8月	長崎県	平成26年 4月
青森県(下北八戸沿岸の一部)	平成24年10月	鹿児島県	平成26年 9月
		愛知県	平成26年11月
徳島県	平成24年12月	青森県(津軽、陸奥湾沿岸、 下北八戸の一部(変更))	平成27年 3月
高知県	平成24年12月		
宮崎県	平成25年 2月	山口県(日本海沿岸)	平成27年 3月
青森県(陸奥湾、下北八戸沿岸の残部)	平成25年 2月	沖縄県	平成27年 3月
		三重県	平成27年 3月
熊本県	平成25年 4月	神奈川県	平成27年 3月
岡山県	平成25年 4月	佐賀県	平成27年 7月
和歌山県	平成25年 4月	静岡県(伊豆半島沿岸の一部)	平成27年 8月
広島県	平成25年 4月		
香川県	平成25年 4月	福岡県	平成28年 2月
愛媛県	平成25年 6月	山形県	平成28年 3月
大阪府	平成25年 8月	京都府	平成28年 3月
静岡県(遠州灘、駿河湾沿岸 伊豆半島沿岸の一部)	平成25年11月	秋田県	平成28年 3月
		北海道(日本海沿岸)	平成29年 2月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成26年 1月	島根県	平成29年 3月
兵庫県(阪神、淡路、神戸、 播磨地域)	平成26年 3月	富山県	平成29年 3月
		石川県	平成29年 5月
大分県	平成26年 3月	岐阜県	平成29年 7月

指定済みの県名	指定日
徳島県	平成26年3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成27年3月
山口県(日本海沿岸)	平成28年2月
静岡県(東伊豆町、河津町)	平成28年3月
和歌山県(19市町)	平成28年4月
長崎県	平成29年3月
京都府	平成29年3月

推進計画

作成済みの市町村名	作成日
静岡県 焼津市	平成26年3月
静岡県 浜松市	平成26年4月
和歌山県 串本町	平成27年3月
宮崎県 宮崎市	平成27年3月
静岡県 磐田市	平成27年11月
愛知県 田原市	平成28年5月
宮崎県 日向市	平成28年6月
静岡県 静岡市	平成29年3月
静岡県 伊豆市	平成29年5月

※ 津波浸水想定の設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第4項に基づく国土交通大臣への報告日による

津波防災地域づくりに関する法律に 基づく施策

平成 29 年 10 月
国土交通省

目 次

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 津波防災地域づくりに関する法律の概要

1. 津波防災地域づくりに関する法律の沿革
 - ・津波防災地域づくりに関する法律の沿革について述べる。
2. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策
 - ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策について、概要を述べる。

第3章 基礎調査・津波浸水想定を取組状況と評価結果

1. 評価の視点

都道府県は、基本指針に基づき、津波浸水想定の設定のために必要な沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用等に関して調査を行い、それに基づき、津波が発生した場合の浸水の区域及び水深を設定することが本法律で義務づけられていることから、基礎調査と津波浸水想定の設定について評価する。
2. 評価の手法

地域における具体的な施策の実施主体である都道府県から、基礎調査とそれを踏まえた津波浸水想定の設定に関するデータ等を元に、評価を行うものとする。
3. 評価の結果

上記の分析により得られた評価結果を述べる。

第4章 推進計画の取組状況と評価結果

1. 評価の視点

様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの総合的な推進を図るための計画として、推進計画は重要である。国土交通省では、推進計画の作成主体である市町村に対して、説明会・研修の開催、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の策定等の支援策を講じているところであり、その実施状況等について今般評価を行う。

2. 評価の手法

地域における具体的な施策の実施主体である市町村から、推進計画の作成に関するデータ等を元に、評価を行うものとする。

3. 評価の結果

上記の分析により得られた評価結果を述べる。

第5章 津波災害警戒区域等の取組状況と評価結果

1. 評価の視点

津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域等の指定を進めることにより、地域の津波に対する警戒避難体制の整備等を行っていくことは重要である。国土交通省では、都道府県や市町村に対して、説明会等の開催や「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表等の支援策を講じているところであり、その実施状況等について今般評価を行う。

2. 評価の手法

地域における具体的な施策の実施主体である都道府県等から、警戒区域の指定に関するデータ等を元に、評価を行うものとする。

3. 評価の結果

上記の分析により得られた評価結果を述べる。

第6章 評価結果と今後の方向性

- ・第3章から第5章にかけての評価結果や、政策評価会、個別指導での議論を踏まえ、主な課題と今後の方向性について記載する。

(評価書の要旨)

テーマ名	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策	担当課 (担当課長名)	総合政策局参事官(社会資本整備) (参事官:小善真司) 水管理国土保全局河川環境課水防企画室 (室長:西澤賢太郎) 水管理・国土保全局保全課海岸室 (室長:内藤正彦) 都市局都市安全課 (課長:阪口進一) 都市局都市計画課 (課長:宇野善昌) 都市局市街地整備課 (課長:徳永幸久) 住宅局市街地建築課 (課長:平松幹朗)
評価の目的、必要性	将来起こりうる津波災害の防止・軽減を図るためには、津波防災地域づくりに関する法律等に基づくハード・ソフトの施策により、津波防災地域づくりの総合的な推進を図る必要がある。 そのため、本政策レビューでは、同法に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。		
対象政策	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策を対象とする。		
政策の目的	将来起こりうる最大クラスの津波を想定し、全国において津波防災地域づくりの総合的な推進を図ることで、津波災害の防止・軽減を図る。		
評価の視点	津波防災地域づくりに関する法律に基づく4施策(基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、推進計画の作成、津波災害警戒区域等の指定)の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策について、それぞれの実施状況等から評価する。		
評価手法	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策等に関し、都道府県・市町村等より聴取した情報等を元にして評価を行う。		
評価結果	○基礎調査・津波浸水想定の設定 都道府県は、基本指針に基づき、津波浸水想定の設定のために必要な沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用等に関して調査を行い、それに基づき、津波が発生した場合の浸水の区域及び水深を設定することが本法律で義務づけられていることから、基礎調査と津波浸水想定の設定について評価する。 基礎調査に関してはすべての都道府県(津波の影響のない内陸部の県を除		

	<p>く。)について完了しているところ。</p> <p>津波浸水想定の設定に関しては、津波の影響のある 40 都道府県のうち、32 道府県において、設定が完了しているところ。残り 8 都県のうち、3 県においては今年度中に津波浸水想定の設定が予定されるなど、着実に実施されているところ。</p> <p>○推進計画の作成</p> <p>様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの総合的な推進を図るための計画として、推進計画は重要である。国土交通省では、推進計画の作成主体である市町村に対して、説明会・研修の開催、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」の策定等の支援策を講じているところであり、その実施状況等について今般評価を行う。</p> <p>平成 29 年 9 月現在、推進計画の作成を検討中の市町村は全国で約 170 に達するなど、推進計画の作成に向けた機運は着実に高まっており、説明会の開催等のこれまでの国の支援策については一定の成果が見られる。</p> <p>他方、検討中であるものの推進計画の作成までには至っていない市町村等からは、計画のイメージや作成手順がわからない等の意見が挙がっており、今後は計画の作成の意義や手順等について、既存の事例も踏まえながら、効果的に周知を図っていくこと等が必要。</p> <p>○津波災害警戒区域等の指定</p> <p>津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域等の指定を進めることにより、地域の津波に対する警戒避難体制の整備等を行っていくことは重要である。国土交通省では、都道府県や市町村に対して、説明会等の開催や「水害ハザードマップ作成の手引き」の公表等の支援策を講じているところであり、その実施状況等について今般評価を行う。</p> <p>平成 29 年 9 月現在、津波浸水想定の設定が完了した 32 道府県のうち 6 府県において、津波災害警戒区域を指定済みである。その他、2 県において警戒区域の指定に向けて具体的な検討を行っており、説明会の開催等のこれまでの国の支援策については一定の成果が見られる。</p> <p>他方、警戒区域の指定にあたり、市町村等の関係者との調整や警戒区域の持つイメージへの対応を課題として挙げる都道府県が多く、今後は警戒区域を指定した自治体における対応や指定による効果等の先行事例を作成し、全国の自治体に向けて周知を図っていくこと等が必要。</p>
政策への反映の方向	<p>評価結果と頂いたご指摘を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律に基づく 4 施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策について見直しを図っていく。</p>
第三者の知見の活用	<p>国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の助言等を活用する。</p>
実施時期	<p>平成 28 年度～平成 29 年度</p>